

令和5年度

町内会・自治会の手引き

宇治市 市民協働推進課

はじめに

町内会・自治会は、それぞれの地域で住民福祉の増進のために、様々な分野で活動されています。特に近年、防災や防犯、地域福祉などの取り組みに対する期待は高まっており、宇治市内でも、日頃から活発に活動されている地域や、実際に災害が起こった時に町内会・自治会が中心となって積極的に対応にあられた事例などがあります。

一方、ライフスタイルの変化や価値観の多様化、少子高齢化の影響などにより、加入率の低下や役員のなり手不足が課題となっている地域もあります。

本冊子は、町内会・自治会運営の基礎的な内容を掲載するとともに、町内会・自治会の課題解決や活動の参考となりますよう、町内会・自治会の現状や活動事例も踏まえ、まとめたものです。

町内会・自治会によって、運営方法や活動内容などは様々ですので、本冊子はあくまで参考にお示しするものですが、町内会・自治会活動をされている皆さまの一助となりましたら幸いです。

【本冊子の作成にあたって】

市では、町内会・自治会の活性化、地域コミュニティや協働のあり方について検討を進めるために、平成 25 年度から 2 年にわたり、有識者や地域の代表の方などにご協力をいただいて、「宇治市地域コミュニティ推進検討委員会」を設置しました。同委員会では市に対する提言をとりまとめたこととともに町内会・自治会の手引きの原案作成にご協力をいただきました。

本冊子は、「宇治市地域コミュニティ推進検討委員会」よりいただいた原案を基に、市が作成したものです。

もくじ

<u>第 1 章 運営の基礎知識</u>	… P 1
町内会・自治会の重要性と位置付け	
（1）町内会・自治会の重要性について	… P 2
（2）町内会・自治会の位置付け	… P 3
2. 町内会・自治会の役割と活動内容	
（1）町内会・自治会の役割と活動内容	… P 4
（2）町内会・自治会の 1 年	… P 5
3. 役員	
（1）役員の種類と仕事	… P 6
（2）選出方法	… P 6
4. 会計	
（1）適正な会計管理のためのポイント	… P 8
（2）予算と決算	… P 9
（3）会計監査	… P 9
5. 引き継ぎ	
（1）重要性	… P 1 0
（2）留意点	… P 1 0

6. 個人情報の取り扱い	
(1) 個人情報とは	…P 1 2
(2) 個人情報保護法とは	…P 1 2
(3) 町内会・自治会と個人情報保護法	…P 1 2
(4) 町内会・自治会での個人情報の取り扱い	…P 1 3
7. 町内会・自治会への情報提供	
(1) 市からの文書等の送付	…P 1 5
(2) 市以外の団体・機関等への情報提供	…P 1 5
(3) 宇治市くらしの便利帳	…P 1 6コラム
① 地域の活性化に向けて～コミュニティ助成の活用～	…P 1 7
<u>第2章 運営のヒント</u>	…P 1 8
1. 町内会・自治会の加入者が減っています	…P 1 9
2. 役員の仕事が多くて負担になっています	…P 2 0
3. 役員の担い手不足で困っています	…P 2 1
4. 会員の活動への参加状況があまり良くありません	…P 2 2
5. 活動の継続性が課題になっています	…P 2 3
コラム②地域の活性化に向けて～地域運営組織とその法人化～	…P 2 4

第3章 活動事例と地域の各種団体 …P25

1. 町内会・自治会活動事例紹介	サウスヒルズ町内会	…P26
	折居台自治会	…P28
	緑ヶ原自治町内会	…P30
	明星町自治会	…P32
	若葉台自治会	…P34
	榎島東地区連合町内会	…P36
	大和田区自治会	…P38
2. 地域で活動する様々な団体などの一覧		…P40

◇参考資料 …P45

- (1) 会則 作成例
- (2) 予算書 様式例
- (3) 決算書 様式例
- (4) 総会等の書面表決 様式例
- (5) 未加入者向け案内等 作成例
- (6) 宇治市公立集会所

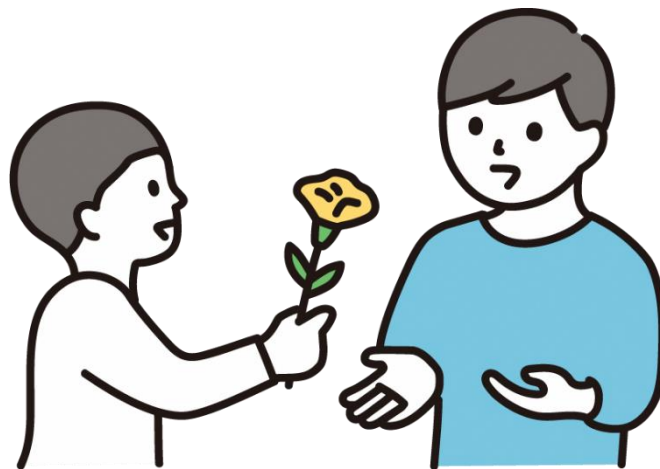


※本冊子に掲載している情報は令和5年6月現在のものです。

制度等の変更にはご注意ください。

第1章

運営の基礎知識



1. 町内会・自治会の重要性と位置付け

(1) 町内会・自治会の重要性について

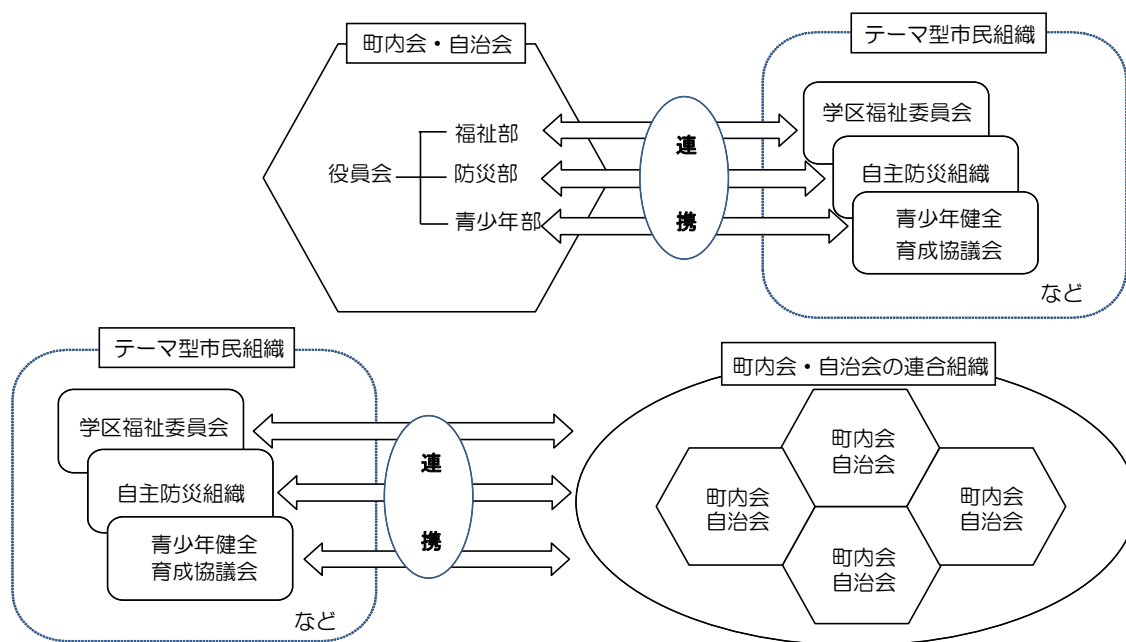
「町内会・自治会」は、主に地縁に基づいて組織され、生活の場をより良い環境に向上させるとともに、個人が感じている地域への思いや願いなどを社会全体に反映させていく上で、非常に重要な役割を担っています。加入率は減少傾向にあるものの大半の世帯が加入し、地域の世帯や幅広い世代を網羅していることから、地域コミュニティの基礎を支えています。

各町内会・自治会の組織の規模や活動内容などは様々ですが、防災や防犯、環境美化、子供や高齢者を対象とした地域福祉のほか、地域住民の親睦を目的とした行事など、幅広い活動分野があり、それぞれの地域で、住民共通の課題解決などにも取り組まれています。

また、町内会・自治会以外にも、地域には防災や防犯、福祉、青少年育成など各種分野ごとに活動されている団体や様々な目的で活動している NPO などの「テーマ型市民組織」があります。これらが相互に関係し合いながら、様々な形で地域コミュニティを形成しています。

東日本大震災においては、町内会・自治会をはじめとする地域コミュニティの住民相互の助け合い（共助）が、大きな力となりました。宇治市においても、各地域で防災力向上に向けた取り組みが始まり、平成 24 年 8 月の京都府南部地域豪雨災害においては、町内会・自治会を中心とした地域コミュニティが災害時の避難や、復旧・復興に大きな役割を果たすなど、その重要性は益々高まっています。

《 町内会・自治会とテーマ型市民組織の連携イメージ 》



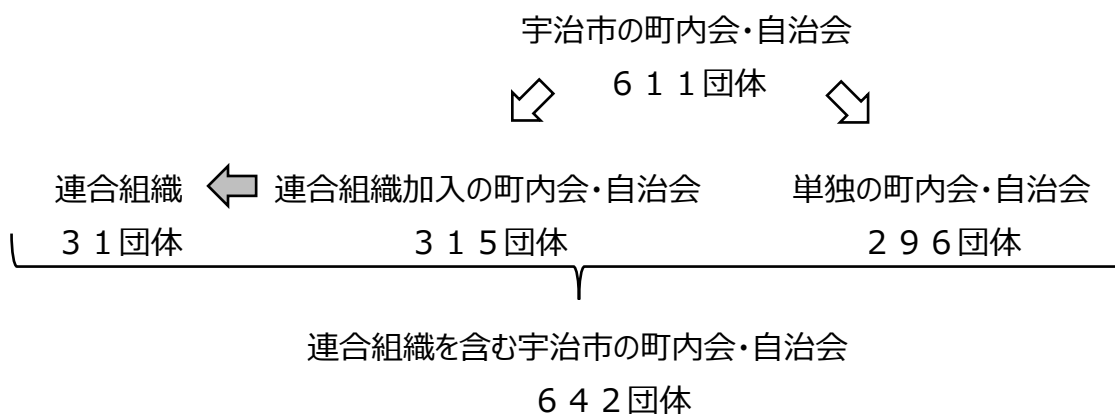
(2)町内会・自治会の位置付け

○町内会・自治会と連合組織

町内会・自治会には、単独の町内会・自治会のほか、複数の町内会・自治会が参加して設立された連合組織があります。町内会・自治会と同様に、その組織の構成や規模、活動内容などは様々です。

連合組織は、各地域で町内会・自治会の合意のもと、設立されているものです。組織化されていない地域もあり、全ての町内会・自治会が加入しているものではありません。しかしながら、複数の町内会・自治会が協力して活動することで、規模が大きくなることによる利点生まれ、小さな規模では難しい活動にも取り組みが可能となっている事例があります。

○宇治市の町内会・自治会数



* 令和5年3月末日現在、各団体から市への届出状況より

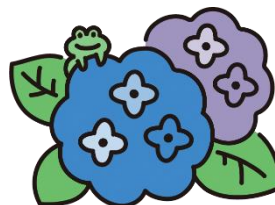
○法的な位置付け

町内会・自治会は、それぞれの地域で住民の合意に基づき設立された住民自治組織であり、基本的に法律上の規定はありません。会社やNPOなどのような法人ではなく、任意団体であり、行政の下部組織でもありません。

ただし、地域的な共同活動を円滑に行うために、不動産等の保有の有無に関わらず「認可地縁団体」として法人格を取得できることが、地方自治法に規定されています。

「認可地縁団体」について

詳しくは・・・市役所市民協働推進課まで



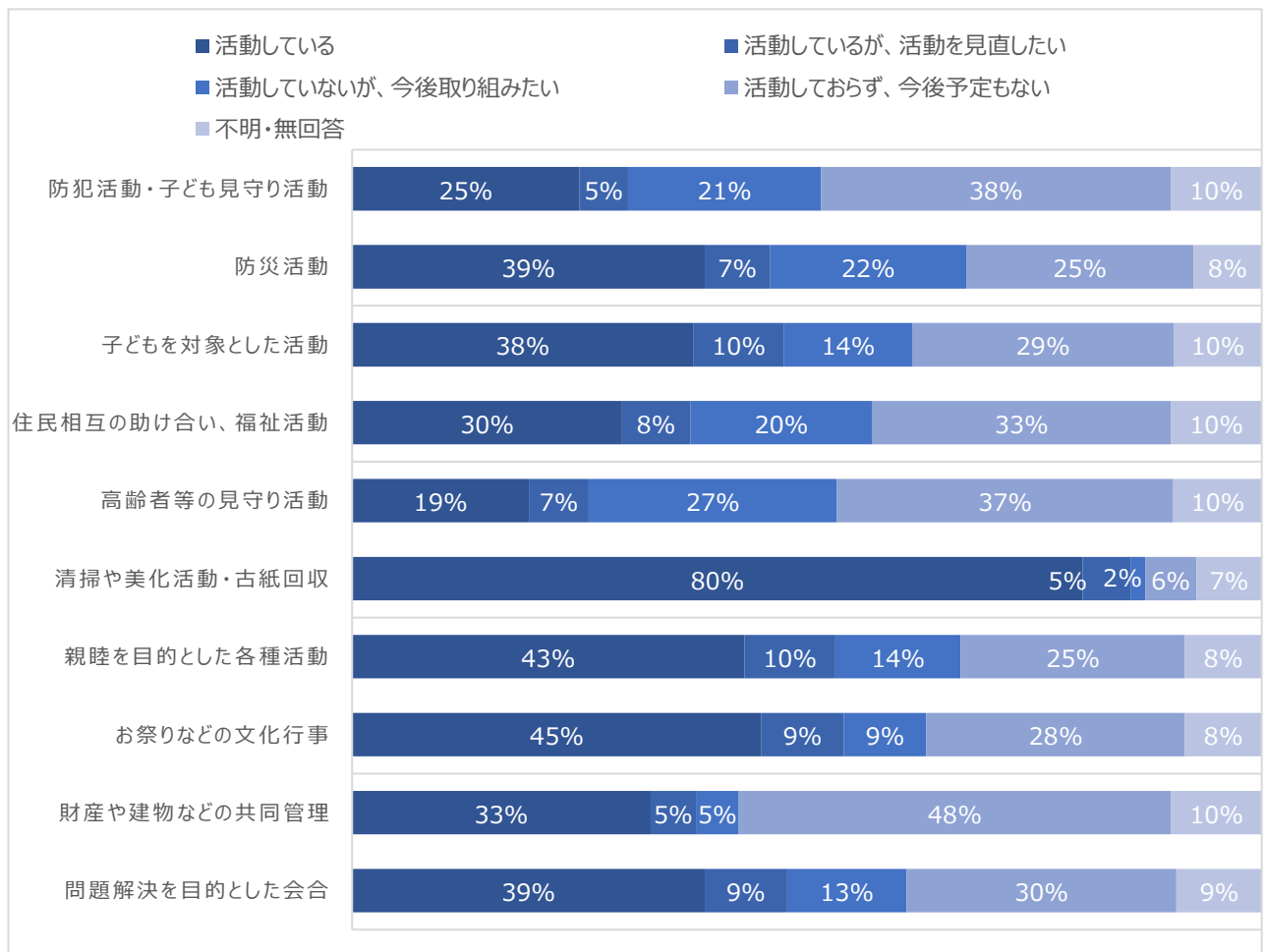
2. 町内会・自治会の役割と活動内容

(1) 町内会・自治会の役割と活動内容

町内会・自治会では、様々な分野で地域活動に取り組まれています。

ごみ捨てのルールづくりや回収場所の清掃といった日常生活に密着した活動や防災、防犯などいずれの世帯、年齢層においても関わりのあるような、地域住民の共通課題に取り組むことが広く期待されています。また、行政と協働して地域課題に取り組む際などには、地域住民の意見を集約し、行政に伝える役割も担っています。そのほか、地域のお祭りなどの行事により、地域住民のコミュニケーションを図る場になっていることも少なくありません。

令和4年度に実施した町内会・自治会長アンケートでは、町内会・自治会の活動内容について、次のような回答結果となっています。



(2)町内会・自治会の1年

町内会・自治会が取り組む活動は、地域ごとに様々ですが、活動の1年間を例示すると次のようになります。

役員の任期は、町内会・自治会の多くで4月から翌年3月までの1年間とされていますが、それ以外の月に役員を改選されている地域もあります。

《活動スケジュールの一例》 * 役員が4月に改選される場合

	行事	運営
1月		役員の選出
2月	 	旧役員からの引き継ぎ
3月	 	
4月		新役員体制の発足 総会・役員会など
8月	夏まつり	
9月	敬老会	 
10月	運動会	
11月	防災訓練	 
12月	歳末パトロール	
1月		次期役員の選出
2月		次期役員への引き継ぎ
3月		

3. 役員

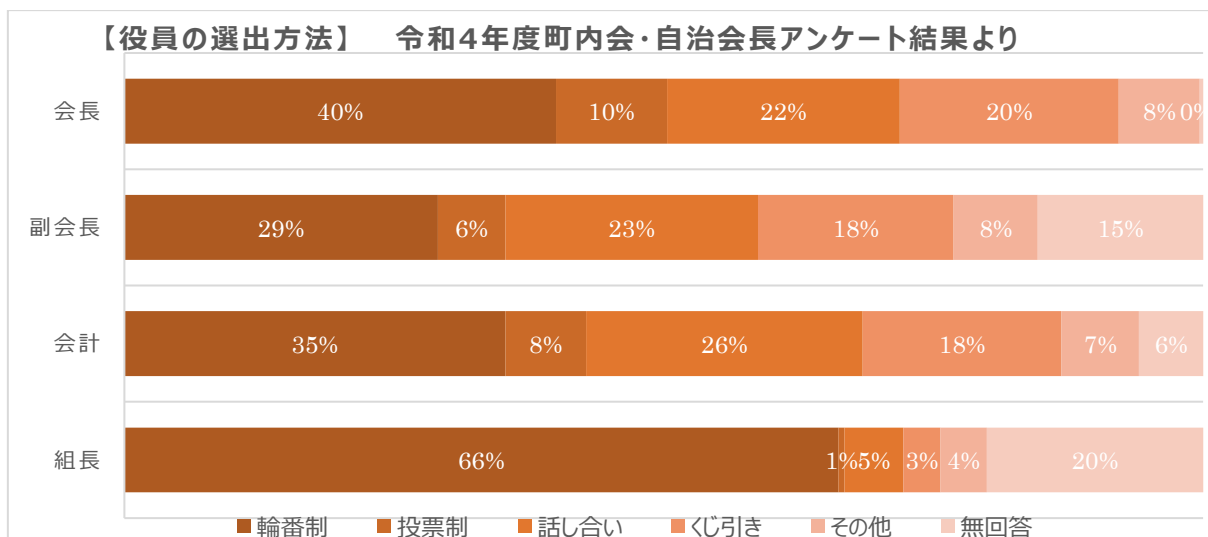
(1) 役員の種類と仕事

町内会・自治会役員の一例として、次のようなものがあります。実際には、町内会・自治会ごとに活動分野や規模は様々で、必要な役員やそれぞれの役割も異なります。どのような役員をおくか、どのような役割を担うかは、それぞれの町内会・自治会の状況にあわせて決めていく必要があります。

会 長	町内会・自治会の代表者として、運営を総括する役割を担います。
副 会 長	主な役割は、会長の補佐です。会長と分担して、会の運営にあたります。
会 計	会の収入と支出の管理を担当します。詳しくは・・・P8
会計監査	1年間の会計年度終了後に、収入と支出が適正に行われていたかを点検します。詳しくは・・・P9
専門部長	防犯や防災、福祉などの分野や行事ごとに活動を統括します。
組 長	町内会・自治会内を細かくグループ分けした各組ごとの回覧や会員同士の連絡などの事務を行います。
顧 問	町内会・自治会役員の実験のある方が、役員の実験役として就任します。実験を活かして、役員のみなさんに運営についてアドバイスします。

(2) 選出方法

役員の実選方法には、主に次のようなものがあります。それぞれにメリット、デメリットがありますので、各町内会・自治会の状況にあわせて決める必要があります。また、いくつかの実選方法を組み合わせている町内会・自治会もあります。



○輪番制

組ごとなどに、順番に役員を回していく方法です。公平感がありますが、特別な事情がある世帯などを考慮せずに全ての世帯に一律に適用すると、負担感につながってしまうことがあります。また、改選期に役員が一斉に交代することになるので、長期的な課題に取り組みにくくなる傾向がありますが、役員のなり手不足に困ることは少なくなります。

○投票制

選挙による投票で、役員を選出する方法です。一部の人に負担がかたよる可能性はありますが、活動に積極的な人に役員を続けてもらいやすくなります。

○話し合い

総会などで話し合い、役員を選出する方法です。投票制と同様、一部の人に負担がかたよる可能性はありますが、活動に積極的な人に役員を続けてもらいやすくなります。ただし、話し合いをしてもなかなか役員を引き受けてくれる人がいないなど、役員のなり手探しに困ることがあります。

○くじ引き

くじ引きで役員を選出する方法です。役員のなり手不足に困ることは少なくなります。特別な事情がある世帯などを考慮せずに全ての世帯を対象とすると、負担感につながってしまうことがあります。また、改選期に役員が一斉に交代することになるので、長期的な課題に取り組みにくくなる傾向があります。

高齢化や役員の仕事への負担感から、役員のなり手不足が課題となっている地域があります。一方で、いろいろな工夫をされ、課題解決に取り組まれている町内会・自治会があります。

詳しくは・・・P 3 0・3 9

4. 会計

(1) 適正な会計管理のためのポイント

○必ず個人のお金と分けて管理する

町内会・自治会のお金は、必ず個人のお金と財布を分けるなどして、別々に管理をしましょう。

○口座で管理をする

町内会・自治会のお金は、現金ではなく金融機関の口座で管理するのがよいでしょう。通帳に記帳し、帳簿類と照らし合わせることで、収入と支出の正確な管理にもつながります。

○支払いの領収書は整理して保管する

領収書は、日付順や支払いの内容別などに分けて整理し、ノートに貼り付けるなどして、大切に保管しましょう。整理しておくことで、帳簿の記録に間違いがないか確認がしやすくなります。

また、町内会・自治会の1年間の会計年度が終了し、会計監査の担当役員に監査をお願いする際には、帳簿類と一緒に領収書も提出しましょう。

○収支があったら速やかに記帳する

収入や支払いがあったときは、忘れないように速やかに帳簿類に記録しましょう。

《領収書についての注意事項》

領収書のあて先は、「上様」などではなく、「〇〇町内会」、「〇〇自治会」など団体名とした方がよいでしょう。また、日付を記入してもらいましょう。

領収書に代えてレシートをもらうときは、感熱紙のレシートは時間が経つと文字が消えてしまう場合があるので、コピーを取っておいた方がよいでしょう。

(2) 予算と決算

○ 予 算

町内会・自治会の1年間の会計年度の初めに、収入と支出の見通しを予算書として作成します。その年度の事業計画、また、過去の活動内容や決算状況なども踏まえながら、作成する必要があります。

予算書 様式例・・・P5 1

○ 決 算

町内会・自治会の1年間の会計年度終了後に、いくら収入があったか、どのような活動にいくら支出したかなど、会計の収支状況を決算書として取りまとめます。

決算書 様式例・・・P5 2

(3) 会計監査

会計監査担当役員は、決算書と領収書や通帳などの関係書類を審査し、収入と支出が町内会・自治会の活動目的に沿ったものとなっているか、決められたルールに沿って処理されているかなどをチェックします。

町内会・自治会運営の透明性を高め、会員から活動への理解を得るためにも、大切な仕事だと言えます。

1年間の会計年度終了後、会計担当役員は、決算書に領収書など関係書類を添えて会計監査担当役員に提出し、会計監査を受けます。監査終了後、会計監査担当役員は、総会や役員会などで監査結果を報告します。

5. 引き継ぎ

(1)重要性

引き継ぎは、単に書類や物品を次の役員に引き継ぐということだけではなく、町内会・自治会活動の継続性を保つために必要不可欠なことだと考えておかななくてはなりません。

役員が一斉に交代する地域も少なくありませんので、町内会・自治会の活動の継続性を保っていくためには、活動の良いところや課題なども含めて、次の役員に伝えることが、非常に重要であると言えます。

(2)留意点

○日頃から気付いたことはメモしておく

役員としての様々な活動の中で、気付いた問題点や課題、また、各種行事の良いと感じたところなども含めて、メモしておくようにしましょう。引き継ぎの際に、メモを整理して渡すことで、活動の良いところや問題点・課題を引き継ぐことができます。

○行事の写真を撮っておく

行事をした時に、設備や備品の配置状況など、会場の様子がわかるように写真を残しておく、翌年度、同じ行事を実施する時の参考になります。

○パソコンのデータも含めて引き継ぐ

パソコンで書類を作成している場合は、データも含めて次の役員に引き継ぎましょう。役員の仕事の効率化につながります。

○任期終了後に・・・

新任の役員で、特に初めて役員になられる方などは、右も左もわからず、不安を感じていることが少なくありません。こうした不安は、役員をすることへの負担感にもつながってしまいます。役員任期を終えられると、ホッと一息つかれる方も少なくないと思いますが、後任の役員から相談を受けたときには、できる限り協力しましょう。

町内会・自治会役員は、毎年交代することが少なくないことから、活動の継続性が課題となっている地域がありますが、役員の任期などを工夫されて、継続性を保つようにしている町内会・自治会があります。

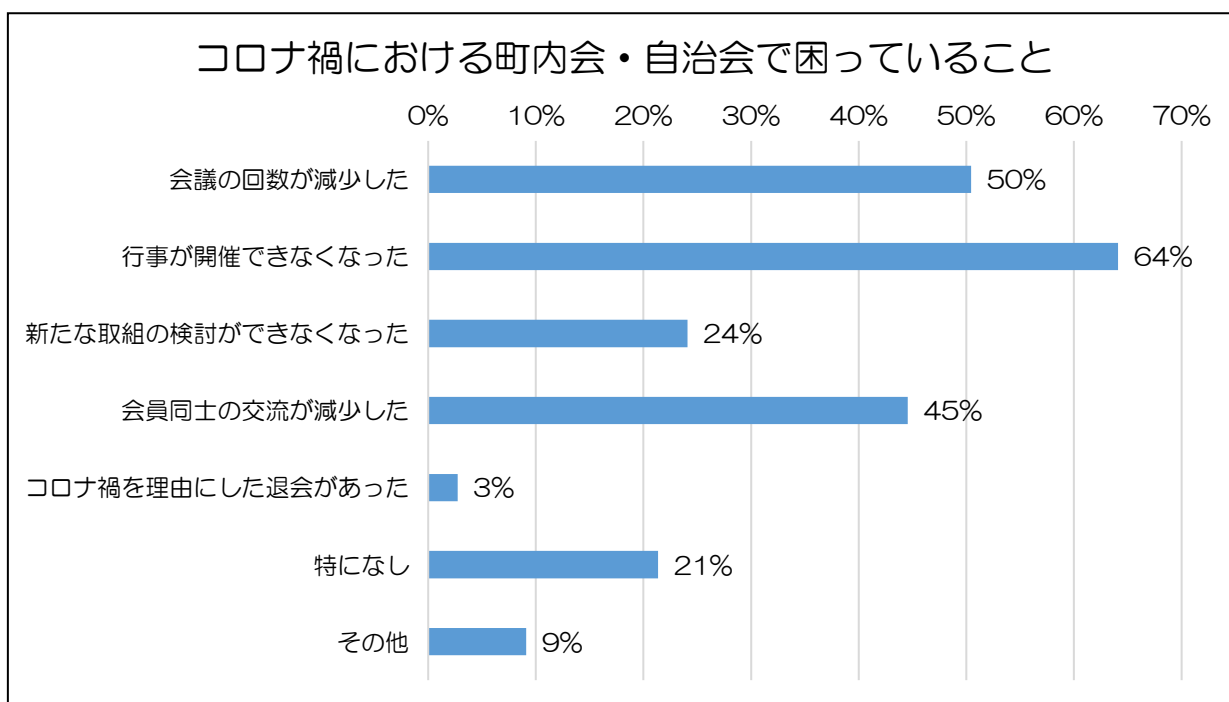
詳しくは・・・P23

情報通信技術＜ICT＞を活用してみよう！！

ある自治会では役員間の連絡に、LINE等のメッセージ交換アプリを活用されています。複数人でメッセージ交換が可能となるグループ機能を利用し、役員の一部でグループをつくることにより、役員間のスムーズな連絡体制を構築されており、今後、さらに会員にグループを広げようとされています。

また、回覧等の連絡をスムーズに行いたいという思いから無料サービスを利用したメール配信、カレンダー・ブログ掲示板を閲覧できる公式サイトを立ち上げた自治会もあります。（詳しくは・・・P28）

コロナ禍における町内会・自治会運営についてのアンケート（令和3年8月実施 ※会長向け）



※コロナ禍により「行事が開催できなくなった」「会議の回数が減少した」「会員同士の交流が減少した」等で、困っているという声が多くありました。

参加しやすいオンライン会議や複数の会員で確認しやすい資料を共有して便利なコミュニケーションツールの活用を検討してみてもはいかがでしょうか？

6. 個人情報の取り扱い

(1) 個人情報とは

個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものを指します。映像や音声も、特定の個人を識別できる限りにおいて、個人情報に該当します。

個人情報の具体例

氏名 住所 電話番号 生年月日
職業 肖像（写真等） など

(2) 個人情報保護法とは

個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます）は、利用者や消費者が安心できるように、企業や団体、国の行政機関等に個人情報をきちんと大切に扱ってもらった上で、有効に活用できるよう共通のルールを定めた法律です。

(3) 町内会・自治会と個人情報保護法

平成29年5月30日から、個人情報を事業に活用するすべての事業者が対象となりました。ここでいう事業者とは、営利・非営利は問われませんので、NPOや町内会・自治会などの非営利組織であっても、個人情報保護法の対象となります。

町内会・自治会が会員の氏名や住所、電話番号などの個人情報を、紙媒体・電子媒体を問わず、名簿化して町内会・自治会活動に利用している場合は、個人情報保護法のルールに沿った取り扱いをしなければなりません。

個人情報保護法については、個人情報保護委員会へお問い合わせください！！

個人情報保護委員会では、個人情報保護法相談ダイヤルを設けて、個人情報保護法の解釈や制度一般に関する質問等にお答えしています。

個人情報保護法 相談ダイヤル 03-6457-9849

また、個人情報保護法の詳しい内容や最新の情報については、個人情報保護委員会ホームページ (<https://www.ppc.go.jp/>)にてご確認ください。



(4) 町内会・自治会での個人情報の取り扱い

町内会・自治会を含む個人情報を取り扱う全ての事業者に個人情報保護法が適用されます。個人情報保護法に沿った適切な取り扱いをしましょう。

○利用目的を特定する

防災、緊急時の連絡、敬老会・子ども会の行事のためなど、個人情報の利用目的を明確にしましょう。

個人情報保護法の5つのチェックポイント

★個人情報を取得するとき

個人情報を取得する際には、その利用目的を本人に通知又は公表していますか？

★個人情報を利用するとき

取得した個人情報を本人に通知又は公表した目的以外に使っていませんか？

★個人情報を保管するとき

取得した個人情報を情報の漏えい等が生じないように安全に管理していますか？

★個人情報を第三者に渡すとき

個人情報を第三者に渡す際には、本人の同意を得ていますか？

★本人から個人情報の開示を求められたとき

本人からの請求に応じて、開示・訂正・利用停止等に対応していますか？

○不必要な情報まで集めない

利用目的を果たすためにはどのような個人情報が必要か、十分に検討し、不必要な個人情報まで集めないようにします。

○個人情報の収集にあたって

偽りその他不正な手段によって個人情報を取得してはいけません。利用目的や管理方法を説明し、会員の同意を求めながら、情報を収集します。

○利用方法を決めておく

決められた利用目的以外には、個人情報を利用してはなりません。それ以外の利用については、あらかじめ本人の同意を得る必要があります。

○管理方法を決めておく

情報の漏えいや滅失を防ぐため、誰が、どのように管理するかなど、個人情報の取り扱いのルールを決め、それに従って安全に管理する必要があります。

紙の名簿は鍵のかかる場所で保管したり、パソコン上での管理であればセキュリティソフトの使用やパスワード設定などをしたりしましょう。

また、不要となった個人情報は、シュレッダーにかけたり、専門業者に処理を依頼するなどして廃棄しましょう。

○外部から個人情報の提供を求められたら

個人情報を外部に提供する必要があるときは、法令等に根拠があるなど特別な場合を除き、本人の同意を得なければなりません。外部への個人情報の提供が想定される場合は、利用目的を決める際に取り扱いを検討しておきましょう。

○個人情報の取り扱いについて苦情があったら

苦情や会員からの申し出には、適切かつ迅速に対応しましょう。

また、会員から個人情報の開示を求められたら応じる必要があり、内容に誤りがある場合には直ちに訂正又は削除をしましょう。

《避難行動要支援者支援事業について》

高齢者や障害のある方など、災害時に、自力で安全な場所へ避難することが困難な避難行動要支援者の方を支援するため、避難行動要支援者の安否確認や避難指示などを行う支援団体を募集しています。

詳しくは・・・市役所危機管理室まで



7. 町内会・自治会への情報提供

(1) 市からの文書等の送付

市では、町内会・自治会の会長の連絡先や組数、世帯数、改選時期などの情報をご報告いただき、町内会・自治会長の名簿を作成しております。名簿の作成にあたり、毎年3月に、市から依頼文書を送付しております。名簿を基に、町内会・自治会の皆さまには、各種市政情報の回覧や配布等につきまして、ご協力をお願いしております。

(2) 市以外の団体・機関等への情報提供

市が作成した町内会・自治会長の名簿は、町内会・自治会長の同意を得たものに限り、外部へ情報提供することがあります。

主な使用例は、近隣の開発や騒音、交通規制などの案内に必要な場合や宇治市社会福祉協議会や学区福祉委員会、地区コミュニティ推進協議会などの公共的団体が公益的な目的に使用する場合が挙げられます。

ただし、国・府（国・府の機関を含む）から事業の実施に必要な場合や法令等の規定により、情報提供が必要であると認める場合は、情報提供しますのでご理解ください。

なお、情報提供は、町内会・自治会名や世帯数、組数などの個人情報に該当しないものを除き、窓口での提供を原則としており、電話・FAX・メール等による問い合わせには一切対応はしていません。

宇治市広報板について

市では広報活動の推進のため、市内の各所に広報板を設置しています。

広報板へのちらし・ポスター等の掲示は、町内会・自治会、子ども会、育友会、青少年健全育成協議会、体育振興会などに関しては自由に利用していただけます。

また、営利、宗教、政治に関することは掲示不可です。広報板は一部を除き、鍵は無く、自由に開閉できます。

なお、市が後援する事業等を広報する掲示物については、事前に秘書広報課広報係への届け出が必要です。詳細は市ホームページをご確認ください。

また、掲示期間が終了した掲示物については、すみやかに取り外してください。

広報板がどこにあるのか分からない場合等、ご不明な点は秘書広報課広報係にお問い合わせください。

(3) 宇治市くらしの便利帳

市では、市民の皆さんの暮らしに役立つ情報を提供するため、市の窓口や業務内容、各種手続、ハザードマップや避難所一覧などの行政情報や、地域の生活情報、企業等の広告を掲載した「宇治市くらしの便利帳 令和5年・6年【保存版】」を、株式会社サイネックスと共同で発行しました。

市の魅力を再発見していただくための地域情報等も掲載しています。ぜひご覧ください。

なお、「宇治市くらしの便利帳」は、2年に1度発行する予定で、次回は令和7年（2025年）2月に、宇治市内の各家庭に配布する予定ですので、それまでお手元に置いていただき、暮らしの中でご活用ください。



掲載記事の紹介（令和5年・6年【保存版】）

宇治市ガイド <P10～>

市ホームページ

防災情報 <P34～>

各種行政情報 <P78～>



緊急通報装置（シルバーホン）の設置 <P96>

緊急事態が起こった場合、ボタンひとつ押すだけで、消防本部に連絡がとれるシルバーホンの貸与・設置をします。65歳以上の一人暮らし等の要件に当てはまる方が対象です。

町内会・自治会活動に参加しませんか？ <P142>

地域コミュニティの基礎を支える町内会・自治会の重要性をお伝えするとともに、主な活動を紹介しています。

まちづくり <P143>

居住環境の整備や景観の形成、地域の将来に向けてのルールづくりなど、宇治市まちづくり・景観条例を活用した住民主体のまちづくりに関する活動を支援しています。



コラム① 地域の活性化に向けて ～コミュニティ助成の活用～

地域コミュニティの活性化に向け、コミュニティ助成を活用した事例を紹介します。

○一般コミュニティ助成事業の活用

ユニ宇治川マンション自治会：令和2年度事業

わかりやすい広報紙などによる自治会活動や防災活動の活性化を目的として、一般コミュニティ助成を活用し、コピー機やパソコンを購入しました。

カラー化した自治会新聞の発行等、円滑な自治会運営が可能になったことに加え、セキュリティソフトを導入した

防災会専用のパソコンを購入することで、より安全な環境での防災活動が可能になりました。



○コミュニティセンター助成事業の活用

白川区：令和3年度事業

観光振興、茶業振興を通じた地域コミュニティの活性化に積極的に取り組むための拠点整備として、コミュニティセンター助成を活用し、集会所の建設を行いました。集会所は、地域住民の自主避難所としても活用しています。



五ヶ庄南部連合町内会：令和4年度事業

五ヶ庄南部連合町内会が所有する民間集会所の南部第一公会堂が、災害や高齢者に対応するために耐震とバリアフリー化の改修をおこないました。



<コミュニティ助成について>

一般財団法人自治総合センター（以下「センター」）が、宝くじの社会貢献広報事業として実施している「コミュニティ助成」について、市が窓口となり、地域コミュニティ活動の充実・強化を目的に町内会・自治会等に対して補助金を交付します。

（注：当年度に申請していただき、センターの採択を受けて、翌年度に実施していただきます）

※事業内容及び提出書類については、事前相談が必要です。

市民協働推進課市民協働係までお問い合わせください。



市ホームページ

第2章

運営のヒント

《登場人物》



おうじちゃま

王宮を抜け出して、まちへ遊びにやってきたおうじちゃま。まちには“町内会”と呼ばれる団体があり、そこで地域の活動が行われているみたい。

あれれ？ ちょうどおうじちゃまの前に、ベテラン町内会長・ウサギ先輩が…

おうじちゃま

「早速町内会活動について、インタビューしちゃお～！ ☆彡」



ウサギ先輩（町内会長10年目）

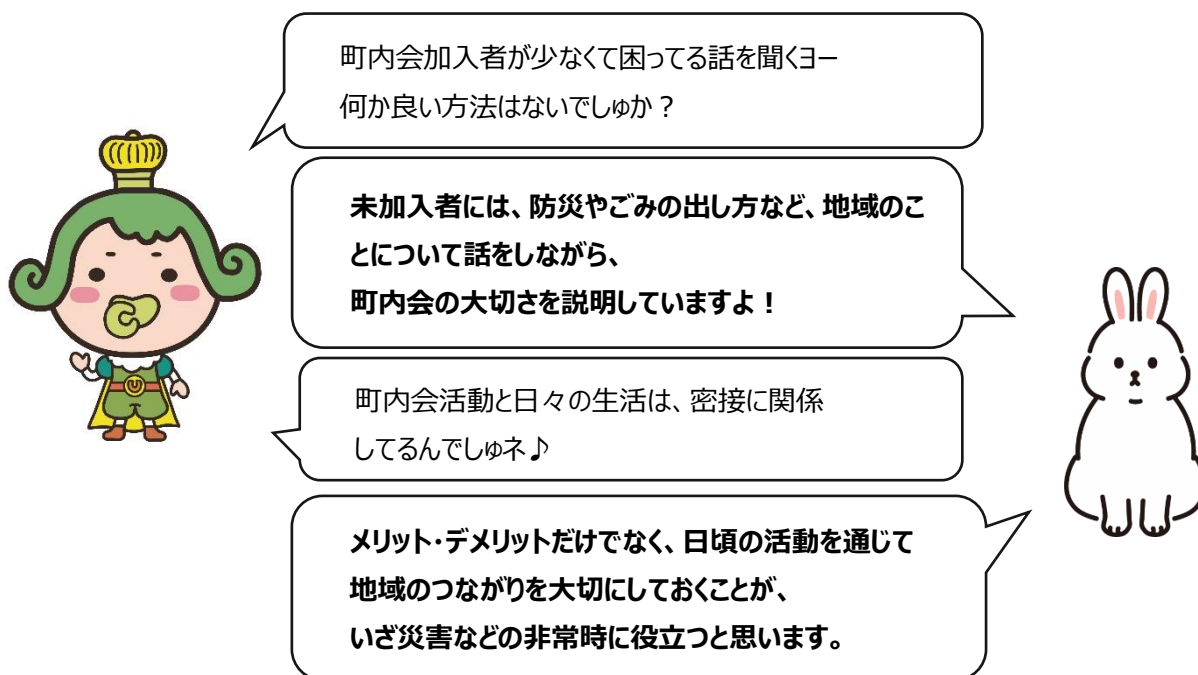
ベテラン町内会長。

自分の町内会だけでなく、他の町内会との交流も大切にしており、様々な事例をたくさん知っています。

おやっ、わくわくしながらこちらを見つめるおうじちゃまを発見。

ウサギ先輩の経験が、おうじちゃまの疑問解決の手助けとなるのでしょうか。

① 町内会・自治会の加入者が減っています



■ 町内会・自治会活動の大切さを伝える

加入促進策は役員以外も含め、日頃のつながりを通じて呼びかけをしていく必要があります。

ごみ出しについてなど、身近なことから町内会・自治会活動の大切さに気付く方も多いのではないのでしょうか。

■ 町内会・自治会が地域の重点課題に取り組む

防災や防犯など、地域の方の関心が高い課題へ取り組むことが、加入促進にもつながると考えられます。

例えば、防災訓練などの取り組みでは、町内会・自治会未加入者へも声を掛けて地域全体で取り組むことで、加入促進につながった事例があります。

■ 「ふるさとづくり」としての取り組み

地域で育つ子どもたちにとっては、将来それぞれの地域がふるさとになります。より良い地域づくりは、子どもたちにとっては大切な「ふるさとづくり」と言えるのではないのでしょうか。

特に子育て世代の会員には、町内会・自治会の「ふるさとづくり」の取り組みを理解してもらうことが、活動の重要性を訴えることにつながります。

② 役員の仕事が多くて負担になっています



役員さんって忙しいイメージがましゅ！
実際はどんな感じなんでしゅか？

私の町内会では、防災やお祭りなど
分野ごとに役員を分けて、皆で分担するようにして
います！

そうなんでしゅネ♪
お祭りなど、大きな行事のときはどうしてましゅか？

お祭りは役員だけじゃ大変だから、
町内会員の中からサポーターを募って、
みんなで準備をしていますよ。



■複数の役員で活動内容ごとに分担する

会長に負担が掛かりすぎないように、副会長と仕事を分担したり、町内会・自治会の規模によっては防災や福祉など専門の役員を配置することで、個々の負担を軽減することができます。（役員の種類について…P6）

■サポーターをつくる

大きな行事の準備を役員だけでするのは大変です。事前に周知しておき、行事の準備を手伝ってもらえるサポーターを募集してみるのも1つの方法です。また、役員経験者には顧問や相談役として町内会・自治会活動をサポートしてもらうのも良いでしょう。

「やってみてよかった」と感じることができる
雰囲気づくりも大事でしゅ。
みんなで取り組めば、
やりがいにつながっちゃカモ！？



③ 役員の担い手不足で困っています



若い人が減って、少子高齢化が進んで町内会の話もよく聞
きましゅ！
役員の担い手が少なくなってきたみたいダヨー

私の町内会は、規約で70歳以上は役員を免除できるように
しています！
本人からの申告制にして、まだまだ現役でがんばりたい方の力
をお借りしています。

年齢に関係なく元気な方もたくさんいましゅネ！
助け合っていけば、町内会に活気が出そうでしゅ☆

「できる人ができることをやる」という姿勢が大切だと思いましゅ♪
いろんな参加の形があるってわかったヨー☆



■ 役員の選出方法を見直す

町内会・自治会によっては一定年齢以上の方を役員から免除している所も少なくありませんが、定年制と本人からの申告制を併用することで、高齢者であっても元気な方の協力が得られ、町内会・自治会の活性化、役員のなり手不足解消につながるのではないのでしょうか。（選出方法について・・・P6）

■ 組を再編する

組を合併するなどして再編することで、役員選出の負担を軽減している事例もあります。また再編が難しい場合、組をまたいでの立候補を可能とすることで役員選出を円滑に進めている町内会・自治会もあります。

■ 将来の役員候補を育てる

町内会・自治会の仕事は「できる人ができることをやる」という姿勢が大切です。ある町内会・自治会では、副会長を若い世代から選出し、幅広い世代が町内会・自治会運営に参画することで、次世代の育成に努められています。また、近い将来の役員候補として、1～2年後に退職を迎えられる会員に、あらかじめ退職後の協力を依頼する町内会・自治会もあります。

④ 会員の活動への参加状況があまり良くありません



町内会活動の参加者が減っちゃったときは、どうしたらいいでしょうか？

原因は色々だと思うけど、活動のマンネリ化や、会員にとって関心の少ない行事を続けていませんか？

会員の目線に立つことって大事だと思いましゅ☆
みんなに喜んでもらえる活動ができたらうれしいでしゅネ♪



■ 活動のマンネリ化を解消する

町内会・自治会での活動は様々ですが、地域の状況や世代の変化にあわせて行事を見直すことで、マンネリ化を解消し、参加者が増えた事例があります。

例えば、夏祭りは子供が少なくなったので、大人の方が参加しやすい懇親会をメインに変更した地域や、親子が揃って参加できる行事を行うなどといった取り組みをされている地域があります。

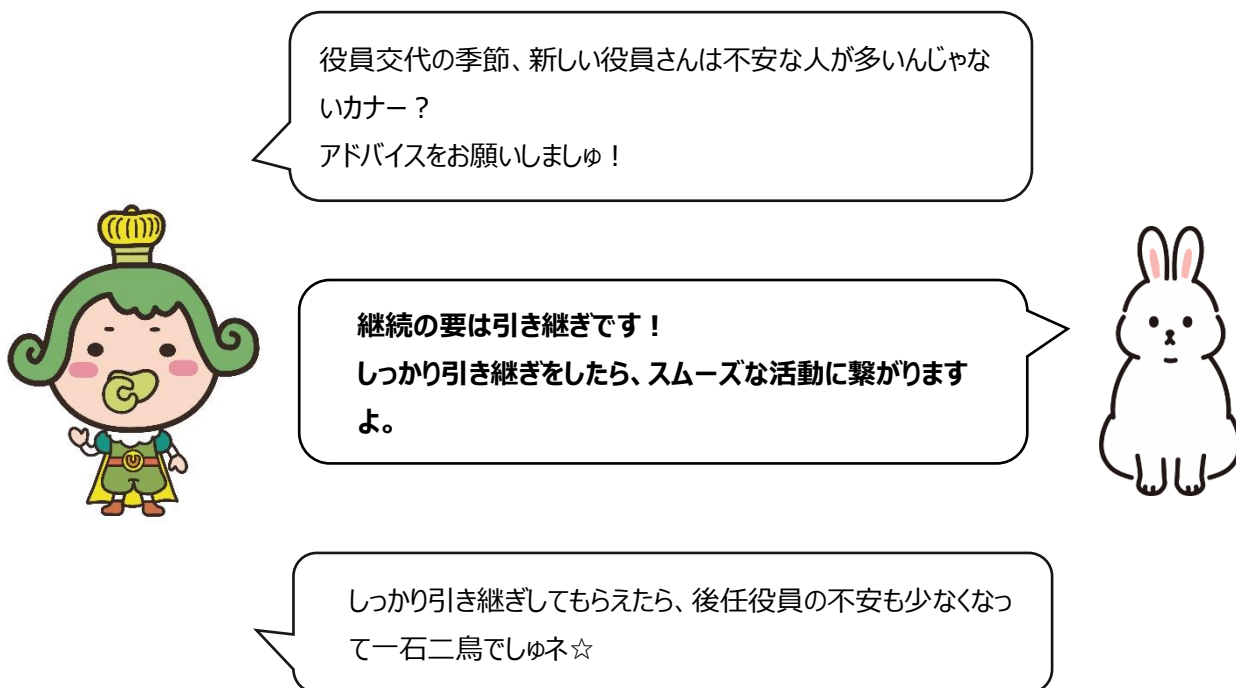
■ アンケートを実施し会員のニーズを把握する

会員の関心ごとは町内会・自治会により様々です。アンケートを実施し、会員のニーズを把握することで、どのような活動が喜ばれるのかを知るヒントになるのではないのでしょうか。



レクリエーションの日帰り旅行企画を業者に依頼して、新しい案を出してもらってる地域もあるみたいでしゅ☆

⑤ 活動の継続性が課題になっています



■しっかり引き継ぎを行う

日々の活動記録等を残しておき、課題を含めて引き継ぎすることで、活動の継続性を保ちましょう。（引き継ぎについて・・・P10）

■新旧役員が一緒に取り組む期間を設ける

・新役員が早めに活動に参加する

活動の継続性を図るため、新役員を早めに選出し、交代の数か月前から活動に参加してもらうことで、スムーズに引き継ぎを行っている町内会・自治会もあります。

・役員を半数ずつ改選する

役員任期を2年間に設定し、1年ごとに半数ずつ改選を行っている町内会・自治会もあります。

■長期的な課題の担当役員は任期を長くする

継続的に取り組む必要がある分野については、担当役員の任期を長くすることで、じっくりと課題に取り組んでいる町内会・自治会もあります。

また、専門部長というような特定の分野を統括する役員を設けている町内会・自治会もあります。

コラム② 地域の活性化に向けて ～地域運営組織とその法人化～

地域で発生している課題や今後の不安に対して、地域運営組織を中心に地域住民で話し合い、必要な取り組みを展開し、まちづくりに取り組まれている事例があります。

① 地域運営組織とは

地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域課題に向けた取組を持続的に実践する組織のことです。

組織形態として、町内会・自治会を含めた任意団体を基盤としている組織が多く、高齢者交流サービスや、声かけ・見守りサービスを事業として取り組まれている組織が多くなっています。

② 地域運営組織の法人化

地域運営組織が展開する活動や担い手は地域ごとに多種多様であり、様々な法人制度を活用し、組織の安定運営や継続的な活動に努められています。

「組織の性格」や「取り組みたい事業」を中心に、どのような法人格を選択するか検討してみてくださいはいかがでしょうか。

<法人組織の例>

○認可地縁団体

地域的な共同生活を円滑に行うために、市区町村長の認可を受け、法人格を取得した地縁による団体です。

○NPO 法人・認定 NPO 法人

社会貢献活動を主な目的としている法人です。

○一般社団法人

事業内容に制限がなく、設立までの手続きが容易な法人です。

○株式会社

利益を得ることを目的とし、「稼ぐ組織」として発展させやすい法人です。

○合同会社

出資額の大小によらず、全員が平等な立場で経営する法人です。

詳しくは、内閣府 HP
「地域運営組織」を
検索してみてネ～♪



第3章

活動事例と地域の各種団体

1. 町内会・自治会活動事例紹介

- サウスヒルズ町内会
- 折居台自治会
- 緑ヶ原自治町内会
- 明星町自治会
- 若葉台自治会
- 榎島東地区連合町内会
- 大和田区自治会

2. 地域で活動する様々な団体などの一覧

地域で様々な目的をもって活動されているテーマ型の市民組織や委員のことについて紹介します。

サウスヒルズ町内会

[令和5年度から掲載]

サウスヒルズ町内会は、京都府立東宇治高等学校の北側に位置する、約90世帯の自治組織です。他団体と連携しながら、最大3か年かけて地域コミュニティの活性化や地域課題の解決を目指す、地域コミュニティ活性化事業補助金を活用して、地域のつながりづくりに向けて取り組まれています。

◆ 町内会員の枠組みを超えて

今から2年前、地域コミュニティ活性化事業補助金の存在を知ったことがきっかけになり、“防災に強いまちづくり”と“町内会の加入促進を含めた地域のつながり強化”を目指す活動に取り組んでみようと思いました。地域コミュニティ活性化のためのイベントを実施することで、町内会員・非会員関係なく、地域の皆さんが対象となる点に魅力を感じ、申請にいたりました。

サウスヒルズ町内会には、子どもの成長に伴って、地域住民同士の交流が少なくなっているという現状の課題があります。そのため、どの世代も関心が高い「防災」をテーマに、3か年の計画を立てました。



▲令和4年度防災イベント第3部の様子
(令和4年9月11日実施)

1年目（令和3年度）は、“防災に強いまちづくりへの意識変革”と“町内会の新規加入・再加入の促進”を目標に、町内会員・非会員関係なく、サウスヒルズ町内会エリアに住む住民全戸に防災啓発物品と自主防災マニュアルを配布して、防災に対する意識醸成を図ったほか、町内会ホームページを作成し、オンライン回覧板や防災情報ページの活用を促進しました。

2年目（令和4年度）は、京都文教大学と連携し、防災を観点とした地域の再認識を目指す取組を行いました。既存の「避難ルート地図」を活用し、集合場所・救護所を再確認したほか、電柱幕の新規作成も行い

ました。それらをもとに、「マイ防災マップ」を作成し、町内会員・非会員の有志と共に、「まちあるき」を実施しました。「マイ防災マップ」はサウスヒルズ町内会エリアに全戸配布し、防災意識向上に努め、町内会活動活性化の周知にも繋がりました。さらに、市の危機管理室事業の防災出前講座や、消防本部警防救急課事業の救急講習も組み込み、防災イベントを実施しました。その結果、防災イベント参加者数アンケートの回答で、「防災の備えに対する意識が向上した。」「共助の大切さや、ご近所の顔見知りをつくっておくことの大切さをより理解できた。」などの意見をいただきました。

今年（令和5年度）迎える3年目は、補助金を活用しながらの活動ができる最後の年なので、大規模にやってみよう！との思いで、サッカークラブのマツチャモーレ京都山城さんや「ラジねえ。」こと上羽悠雅さんなどゲストの方々、市役所の各課といった、様々な主体と協働しながら、2か月という短い準備期間で、一生懸命イベントの企画・運営に取り組みました。来場された皆さんには、とても楽しんでもらえたと感じています。一方で、期待していたよりは来場者が少なく、残念な気持ちにもなりました。しかし、今では、20年後のサウスヒルズ町内会に向かって、自分たちも楽しみながら、長いスパンで活動していけたらと考えています。

地域コミュニティ活性化事業補助金がきっかけになり、“防災”をテーマにした地域コミュニティ活性化という、“やってみなければわからないこと”に挑戦できたと感じます。

町内会運営への関わり方に対する様々な考えを尊重し、町内会運営のより良いあり方を模索することで、お互いに助け合える地域の関係性づくりに繋がり、良い循環が生まれると思っています。

子育てや退職など、住む人を取り巻く状況が変わっても、「ずっと住み続けたいまち」であってほしいという気持ちを大切に、地域のことをみんなで考えていきたいと思っています。



▲令和5年度防災イベントの様子
(令和5年5月21日実施)

折居台自治会

[令和3年度から掲載]

折居台自治会は、J R宇治駅から見て南側の丘陵地に位置する約630世帯で構成される自治組織です。回覧等の連絡をスムーズに行いたいという思いをきっかけに、さまざまなIT化を進められています。

◆ きっかけは一人の思い付き

ある時、台風で古紙回収が前日に中止となった連絡を各戸に行き、当日、命の危険を感じながら古紙が出てないか確認していた一人の役員が思いました。自治会の回覧は紙や電話で行われ、印刷や配付、連絡する際の負担感が大きい。一方、子の通う学校からの連絡はメールなどで届く。自治会でも連絡をメールなどで配信できないだろうか、と。

まずはインターネットでメール配信サービスについて調べましたが、導入にかかる経費が高く、なかなか難しく感じました。しかし諦めきれません。役員会で思いを吐露し、協力者を募りました。

するとたまたま役員に、システム会社でソフトウェアの開発をしている方がいらっしゃり、庶務の方を加えた3人で、新たに自治会非公式に電子化委員会を立ち上げました。そして、無料サービスを利用したのメール配信と、古紙回収やイベント等を掲載するカレンダー、ブログ、掲示板を作成することになりました。

<https://www.oriidai.com/>

宇治市初となる自治会公式サイト「折居台自治会公式サイト」です。



◆ 役員会での承認、すぐに次のステップへ

電子化委員会を立ち上げておよそ一か月。役員会で正式に各サービスを公開することが決定しました。当初思っていたより充実したサービスが提供できることになりましたが、無料サービスでは利用しにくい部分や、セキュリティ上、不安な点もあり、すぐさま独自のサイトを構築するために動き出しました。

総会をもって電子化委員会からIT化推進委員会に名称変更になり、役員会の一つとして正式に承認されました。それと同時に独自のサイトを構築するために必要な予算が措置され、構築が始まりました。

懸念されていた導入にかかる経費も委員会役員の協力を得て、格段に抑えることができま

した。

◆ サイトができればこうなります

どこの自治会役員も高齢化が進んでいると思います。10年後も今まで通りの回覧ができるでしょうか？緊急の回覧をすぐさま印刷して、当日中に各戸配付できるでしょうか？委員会ではその答えの一つが、IT化だと考えました。

現在回覧は今まで通り紙で全戸回覧するとともに、家庭用のプリンターでスキャンしてサイトに掲載しています。その作業に負担感はほぼありません。サイトに掲載したことは、メールマガジンで配信しています。回覧をサイトに掲載することで、自分の都合のいい時に回覧をチェックすることができるため便利です。スムーズに紙の回覧を回すことができます。カレンダーには古紙回収やイベント、会議等の自治会の予定が掲載されており、サイト上で共有できています。

ゆくゆくは、サイトで回覧を確認する人は紙での回覧をなくすことで印刷代や用紙代などのコスト削減と、役員の省力化を目指しています。



◆ 課題をフォローし、伸びしろに

委員会ではサイトを足掛かりに、さらに利便性を高めたいと考えています。いわゆるDX（デジタルトランスフォーメーション）です。

もちろん課題もあります。スマートフォンやパソコンを使いこなせず、サイトなどが見られない人へのフォローです。委員会では今後、メールマガジン登録会などを開いてサイトの便利さを伝え、登録者を増やそうと考えています。

あわせて、25～40軒への回覧を受け持つブロック長に対して、回覧物の各戸配付がなくなればそれだけ労力が削減できるというアピールを行い、ブロック長からの働きかけにも期待しています。

宇治市では初となる自治会公式サイトを持つ折居台自治会は、まだまだ発展の余地を残し、伸びしろしかありません！

緑ヶ原自治町内会

[令和2年度から掲載]

緑ヶ原自治町内会は、近鉄大久保駅、伊勢田駅から見て、西側の平地に位置し、約430世帯で構成される自治組織です。「高齢化」「役員のみ手不足」に直面されながらも、問題解決に向けた町内会の改革に取り組まれています。

◆ 高齢化への対応

全国的に少子高齢化が進行するなか、緑ヶ原自治町内会でも例外なく高齢化の波に直面しています。会長をはじめとする執行部では、高齢化による「役員のみ手不足」により、町内会運営に黄色信号が点滅していると感じていました。

緑ヶ原自治町内会の役員は、会長を含めた6名の執行部員と23名の組長の計29名で構成しています。役員の就任の際は、組長は概ね輪番制で役がまわるため比較的容易に決まりますが、高齢化や役務負担感から、執行部員の選任には苦慮していました。

しかし負担を感じる一方で、緑ヶ原自治町内会で生まれ育ち、町内会に愛着を持ち、ふるさととしての町内会運営を求める方が大勢います。緑ヶ原自治町内会では、町内会活動を維持するために役員の確保が必要だと考え、役員負担軽減に取り組みました。

緑ヶ原自治町内会では、役員負担を軽減するため「役員役務の削減」に取り組んできました。そして令和元年度の大きな決断として「恒例行事のカット」や「会議回数の削減と会議時間の短縮」などの思い切った役務削減を講じるとともに、組長に就任する周期を均等化するため「組編成の見直し」を行いました。

「役員負担軽減」や「組編成の見直し」を行った結果、役員負担は大幅に削減され、仕事の有無や年齢に関わりなく、また体調が万全でなくてもほとんど負担感なく、多くの人が務められるものになりました。

積極的な改革に取り組む、緑ヶ原自治町内会では、「高齢化社会は高齢者自身が支えていくものだ」と強く感じる」というような意見も聞こえてきています。



▲文化祭の様子

◆ 更なる地域の活性化に向けて

町内会運営の改革に取り組む際に、会員への周知に役立ったのは町内会の広報紙でした。

緑ヶ原自治町内会では「緑ヶ原新聞」という広報紙を毎月発行しています。

町内会運営といえば、役員に就任していない年は、イベント以外の町内会活動にふれる機会が少ない町内会・自治会もあるのではないかと思います。

緑ヶ原自治町内会では、広報紙にイベント情報だけでなく、町内会の活動や集会所の空き状況などを掲載し、活動の周知や、地域の活性化に努めています。

また、緑ヶ原自治町内会では、町内会のお金の使い方について、アンケートを実施し、会則の一部改正をするなど、会員の声を積極的に吸い上げることや、より運営を円滑に行うことなどに継続的に取り組んでいます。

以前は加入するのが当たり前だった町内会。近年は加入しない世帯が増え、加入していても「役が回ってくるなら脱会する」という声が聞こえることもあります。町内会は加入を強制し、脱会を拒否することはできません。しかし、順番に回ってきた役員を嫌って脱会されることが続くと町内会の崩壊につながりかねません。

町内会は、近隣で暮らすことになった奇跡的なめぐり合いによって構成されています。緑ヶ原自治町内会では「持ちつ持たれつ」の気持ちで、会員みんなが助け合いながら、町内会運営、ふるさとづくりをしていきたいと思っています。

「役員の負担軽減」などの環境づくりが、全会員一丸となつての町内会運営につながっています。

町内会は地域の暮らしに必要な組織です。児童の安全確保や災害時の助け合いなどは、行政頼みでは限界があります。誰でも何かできることがあるはず。やってみると意外と楽しい、達成感があるといったやりがいが見つかります。

町内会を「義務」と思わず、地域に関わっていける「権利」と考え、みんなで住みやすい街をつくっていきたくて考えています。



▲地蔵盆でのピンゴ大会の様子

明星町自治会

[平成30年度から掲載]

明星町自治会は、京阪三室戸駅から見て、東側の丘陵地に位置する約850世帯で構成される自治組織です。良好な住環境を維持するとともに、公共交通の利便性確保に向けた事業に取り組まれています。

◆ みんなの架け橋虹のりあいバス

明星町自治会が運営主体となり、「明星レインボウバス」の運行が平成26年4月から始まっています。

平成25年4月に明星町を運行するバス路線が休廃止となったことから、バス路線を継続させるため、明星町自治会と明星町地区まちづくり協議会が連携し、バス問題対策委員会を立ち上げました。住民アンケートを実施した結果、7割を超える住民がバス路線の継続を望まれたことから、乗降調査や市・バス事業者との協議等を行いました。地域の足を守るべく地域が一体となり、取り組んだ結果、市が創設した「宇治市のりあい交通事業」を活用し、明星町自治会と京都京阪バス(株)、市の三者による協定を締結することで、バスの継続運行が可能となりました。

この支援制度は、平成25年4月のバス路線の休廃止等に伴い、公共交通の利用が困難になった地域を対象とし、小型バスやジャンボタクシー等の新たな交通手段の確保に向け、設けられた制度であり、事業収支の赤字分を市と地域住民が規定に応じて負担するものです。

明星町自治会では、バス路線の利用状況や継続に必要な費用を明確にしたうえでアンケートを実施し、その結果を踏まえ、自治会費に上乘せする形で、バス路線の存続を選択しました。平成26年4月より試験運行を開始し、平成27年4月から本格運行に移行し、令和5年度で10年目を迎えています。

高齢化がより一層進むと見込まれる中、5年後、10年後を見据えた活動が必要と考え、個人では解決が困難な問題に対して、自治会として住民が一体となり取り組んだことが成果となりました。

宇治市のりあい交通事業の制度の特徴として、事業収支に赤字が発生した場合、利用者数が多いほど、収支率が上がり、自治会の負担が軽減される仕組みのため、利用促進にも力を入れています。

◆「乗ることが残すこと」を合言葉に

明星町自治会では、住民負担の軽減に向け、様々な形で明星レインボウバスの利用促進の取り組みを実施しています。

京都京阪バス（株）の協力のもと、明星町でのバス降車時にスタンプカードを提示すると、運転手がスタンプを押印する仕組みで、スタンプを多く集めた上位者に回数券を進呈する取り組みや停留所近くの「フレンドマート宇治菟道店」（株）平和堂の協力により、バスに乗って、フレンドマート宇治菟道店で買い物をすることで貰えるスタンプを集めると商品券と交換できるスタンプラリーキャンペーンも行いました。

また、「レインボウミュージアムお絵かき会」を企画し、地域の児童が書いた絵を月替わりでバスの車内に飾るギャラリーバスを実施することで、親子でのバス利用を促しました。地域住民の他にも、観光客の利用も取り込もうと停留所や観光案内所、三室戸寺の周辺等に案内看板の設置もしています。

さらに、利便性向上として運行計画を変更し、明星町内を循環するルートにするとともに、運賃を230円均一料金とするなど、より利用しやすい環境づくりに取り組んでおり、令和4年度は「宇治明星園」の停留所を新設しました。

新型コロナウイルス感染防止対策として、バス車内は京都京阪バス（株）によって抗ウイルス・抗菌加工が完了しております。今後も三者協働のもと、明星町にお住まいでない方にもご利用いただきやすいよう、様々な取り組みを進めてまいります。



▲明星レインボウバス

若葉台自治会

[平成29年度から掲載]

若葉台自治会は、井川に接し、西小倉中学校の西側に位置する約365世帯で構成される自治組織です。開発により、昭和40年代に入居が始まった新興住宅地であり、自主防災活動や住民相互の助け合い活動を始められています。

◆ 新たな活動への取り組み

若葉台自治会でも、少子高齢化が進み、約1,000名いる自治会員のうち、70歳以上の割合が高まっています。小学生以下の子どもの割合が10%を下回る中で、70歳以上の割合は20%を超えています。これまでの自治会は、地蔵盆や運動会といった子ども中心の活動に取り組んできましたが、自治会の年齢構成が変わったことで、地域の実情も変わりました。そのため、子どもだけでなく、大人も対象とした活動の導入を進めることとし、自主防災会の組織化に向けた取り組みを始めました。

まず、会則を大幅に見直しました。新たな活動を始める際には特別委員会を設置し、公募及び申

し出による委員により取り組むことで、役員や組長へ負担が集中しないように努めました。そして、防災に関する講演会等を開催し、住民の防災意識を高めるとともに、参加した関心の高い自治会員に対し、活動への参加を呼びかけ、協力者を集めました。

平成23年から準備を始め、平成24年9月に約30人で特別委員会として「自主防災会」を設立し、同年11月には、大地震を想定した防災イベントを開催し、約100人の住民が参加しました。

若葉台自治会では、これまでの子ども中心の活動も継続しつつ、新しい活動として自主防災会を設立し、活動の幅を広げてきました。しかし、それぞれの町内会・自治会により、組織の規模や地域の実情は異なります。大切なことは、その地域に住む住民のニーズに合った活動に取り組むことです。それぞれが問題意識を持ち、「今、地域に何が必要か」を考えることで、これまでの活動を見直し、それぞれの地域に合った活動に取り組むことが、より住みやすいまちづくりへとつながります。

そして、町内会・自治会の活動を見直し、改革を進めていくためには、1年という期間では十分とは言えず、年度を越えた継続的な活動が必要となります。その際、全ての役員が毎年交代する体制では、改革の実現は困難であり、2年、3年と継続する役員の存在が不可欠と言えます。若葉台自治会では、役員の任期は1年ですが、改選時に一部の役

自治会改革のポイント

- ◎ 特別委員会の常設
- ◎ 複数年継続する役員の存在

員が自発的に残ったことで継続的な活動が可能となり、改革が実現しました。

また、この取り組みにより、自治会で新たな活動に取り組む基盤を形成することができたことが、次の活動へつながることとなりました。

◆ 助け合い活動のはじまり

若葉台自治会では、少子高齢化が進み、人間関係の希薄化や社会的孤立を背景とするような様々な課題がある中、住民相互の絆を深め、誰もが安心して暮らし続けることができる地域にしていくため、平成28年に特別委員会として「助け合い委員会」を設立し、高齢者だけでなく、全ての会員を対象とした助け合い活動を始めました。

助け合い活動		
サロン活動 同じ地域に住む住民同士のつながりを深め、近隣の「助け合い活動」を育むとともに、地域づくりを目指す交流の場として、月1回集会所でサロンを開いています。	生活支援 庭の手入れや犬の散歩、電球交換等、希望される方に15分未満は無料、以降30分ごとに謝礼金として250円で、自治会員のお手伝いをしています。	安否確認 コロナ禍の非常事態宣言時などにひとり暮らし高齢者への安否確認を行いました。

例えば、「生活支援」は、日常生活のちょっとした困りごとを自治会員がお手伝いするボランティア活動です。実際に、お手伝いを依頼したい場合、利用者がサポートセンターに電話で申し込みをすると、調整役であるコーディネーターが利用者宅を訪問し、依頼内容を確認のうえ、実際に活動を行うサポーターを紹介するという流れです。平成29年1月より実施しており、令和3年1月～12月には、延べ264件の依頼がありました。

助け合い活動の取り組みは、住民相互の絆を深めるだけでなく、支援の担い手として会員の社会参加を促し、知識や経験、特技等を生かす場となることで、一人ひとりの生きがい・健康づくり、介護予防にもつながっています。

◆ サークルの誕生

自主防災会や助け合い活動等の活動が広がっていく中で、自治会員同士が顔見知りの関係となり、お互いの趣味を知る機会が増えたことで、自治会内に複数（健康麻雀・健康体操・食事会）のサークルが誕生しました。サークル活動が活発になることで、より自治会内の交流が拡大しています。

榎島東地区連合町内会

[平成27年度から掲載]

榎島東地区連合町内会は、宇治橋から1 km程下流の宇治川左岸堤防沿いに位置し、6つの町内会約550世帯で構成される連合組織です。近年、特色のある防災活動に力を入れられています。

◆ 2種類の旗を用いた安否確認方法の導入

榎島東地区連合町内会では、災害発生時に住民の安否をいち早く把握するための仕組みを作っています。各家庭に赤色・黄色の二種類の旗を配布し、災害時の状況に合わせて家の前にどちらかの旗を掲示することで、外から見ただけでその家の住民の安否状況が把握できるという仕組みになっています。赤色の旗は家族の誰かに救助の必要があるという合図で、赤い旗が掲示されている家には救助隊を送ります。黄色の旗は家族全員無事という合図で、黄色い旗を掲示している家の住民は臨時の救助係となり、救助に必要な人員を確保する体制となっています。旗が掲示されていない家については、住民が身動きが取れないなど旗を掲げることができない状況にあると判断し、救助隊を送ることになっています。また、災害発生時のほか、防災イベントなどの際にも臨時の救助隊が結成されます。防災イベントをする中で、住民が協力して取り組むというこの仕組みが、地域のコミュニケーションを広げる役割も果たしています。

このような旗を用いた安否確認の手法は、用意するものが旗のみですので、他の町内会・自治会でも比較的簡単に導入できると考えられ、実際に導入を検討されている町内会・自治会もあります。

そのほか、榎島東地区連合町内会は、防災対策会議という自主防災会を、喜老会、民生・児童委員、学区福祉委員、消防団、榎島小学校、榎島小学校育友会、女性の会等、地域の様々な団体と協働しながら進めています。様々な団体の方々と一緒に活動することで、その活動は、将来の連合町内会や防災対策会議を担っていく役員候補を見つけ、育てる場にもなっています。



▲防災イベント時の旗の掲示の様子

◆ 防災をきっかけとした加入率の向上

榎島東地区連合町内会でも、他の町内会・自治会と同様に、数年前にかなりの数の住民が脱会されたことがありました。しかし、東日本大震災が発生したことをきっかけとして、防災対策への取り組みの重要性を再認識し、各町内会単位で、脱会された方や未加入の方にも声掛けをして、町内会・自治会の役割等の啓発を行いました。元々、榎島地域は過去に宇治川の破堤で水害を経験している地域であり、災害に対して敏感な土地柄でもあったことから、一旦退会された方々が再び加入されたというケースがありました。

このように、防災をきっかけとした取り組みを行うことで、加入世帯が増え、加入率を向上させると共に、地域のコミュニケーションを広げることにつながっています。



▲防災イベント時の各組ごとの安否確認の様子

大和田区自治会

[平成27年度から掲載]

大和田区自治会は、黄檗山萬福寺と京都大学宇治キャンパスの間に位置し、11の自治会約470世帯で構成される自治組織です。11の自治会は独自の会計を持たず、大和田区自治会として一体となって活動されています。

◆ 命のリレーネットワーク

大和田区自治会には、災害時の避難の際に支援を必要とする「災害時要援護者」が、平成25年においては60名程おられます。大和田区自治会では、災害時要援護者の方に自宅周辺住民の中からリクエストしてもらい、非常時の支援者を2名決め、親しみやすい「キューピットさん」という名称を付けています。そして、災害時要援護者とキューピットさんには、自宅の冷蔵庫に援助が必要な方(災害時要援護者)とキューピットさんの名前を記載したマグネット式のシールを貼り付けておいてもらい、災害時に支援を誰に頼めばいいか、誰を支援するのかを一目で分かるようにし、いざという時に備えています。大和田区自治会では、これを「命のリレーネットワーク」として援護体制の構築を進めています。

一方で、命のリレーネットワークの取り組みがきっかけで、これまで自治会に加入していなかった災害時要援護者の方で、新たに自治会に加入する方も出てきており、自治会への加入促進としての効果も出ています。



▲冷蔵庫に貼り付けるマグネット式のシール

◆ 役員改選時期の工夫

大和田区自治会では、約50世帯からなる11の自治会に、一人の自治会長と5人の幹事がいます。役員は基本的には輪番制で選出していますが、諸般の事情で役員ができない人には無理強いをしません。

毎年の自治会の運営期間は、多くの町内会・自治会と同様に4月1日から翌年3月31日ですが、大和田区自治会の特徴は、自治会長、幹事の選出を12月に行っている点にあります。これは、4月から自治会運営をスムーズに新役員に移行できるように、3か月の引き継ぎ期間を設けているためです。したがって、実質の役員の任期は引き継ぎ期間も含めた15か月となっています。

大和田区自治会の運営には、区長、副区長、11人の自治会長のほか、もみじ会（喜老会）、子ども会、東宇治女性の会等の各種団体の活動経験者を自治会運営相談委員という形で登用しており、また、必要に応じて助言をするという立場で顧問を設けています。そのほか、お祭りや運動会等の分野ごとの担当役員を置いており、役員一人に負担が集中しないよう職務分担をしています。

12月に新役員を選出した後、1月より、新旧自治会長と区長、運営相談委員を加えた26名で合同の役員会を開催し、次の区長、副区長を誰にするか3か月かけてゆっくり話し合います。新旧自治会長の中から区長、副区長が決まらなければ、新旧自治会長22名を推薦委員として、全会員世帯の中から候補者を選出するという形をとっています。

また、この様に役員改選の工夫をしながら、防災訓練を2月に行うことで、新旧の役員、幹事が参加でき、役員1人当たりの負担の軽減にもつながっています。



▲防災訓練時の炊き出しの様子

＜地域で活動する様々な団体などの一覧＞

防災・防犯

○宇治市消防団 【市消防総務課】

「自分たちのまちは自分たちで守る」という郷土愛護の精神に基づき、普段は自らの職業を持ち、消防団員として、市民の安全、安心な暮らしを守るため、消火活動をはじめ、防火活動や消防訓練などを行っています。18歳以上で、宇治市内に居住（または勤務）している方の入団をお待ちしています。（女性消防団員もいます。）入団希望やお問い合わせは右記 QR コードまでお願いします。



[電話番号]



[メール]

○自主防災組織 【市危機管理室】

自主防災組織は、町内会・自治会等により地域の防災対策確立のために設けられた組織であり、防災力向上の取り組みとして、地域ごとの防災マニュアルを作成し、防災イベントや防災啓発などを行っています。

○宇治市・久御山町暴力追放対策協議会 【市総務課】

宇治市、久御山町の町内会を中心に、総会・研修会・住民大会の開催、啓発物品の作成・配布を通して、宇治市、久御山町における暴力犯罪を一掃するため、暴力排除に対する地域住民の自発的な協力・援助を推進しています。

○学区ごとの防犯組織 【市総務課】

市立小学校区単位で結成している防犯組織であり、登下校時における見守り活動等を通して、安全・安心なまちづくりを推進しています。

○宇治・久御山防犯推進委員連絡協議会

【宇治警察署生活安全課】 21-0110（代表）

宇治警察署長と宇治防犯協会長から委嘱を受けた防犯ボランティア団体であり、「安全で安心してらせる地域社会づくり」を目的に、防犯推進委員として、地域住民の安全と安心に向けた防犯パトロールや子ども見守り活動、広報啓発活動などを行っています。

福祉・健康

○民生委員・児童委員 【市地域福祉課】

厚生労働大臣の委嘱を受け、京都府の非常勤特別職（地方公務員・無給）として、市民の皆様からの福祉に関する相談をお受けし、関係する行政機関をご案内するなどの活動を行っています。委員ごとに担当区域が決まっています。

○学区福祉委員会 【社会福祉協議会】22-5650

小学校区ごとに設けられた地域福祉推進のための団体です。一人暮らし高齢者への配食・会食の実施や戸別訪問、地元小学生との世代間交流など、学区ごとに実情に合わせたボランティア活動を行っています。

○ひとり親家庭福祉推進員 【市こども福祉課】

京都府の委嘱を受けた、特別職の非常勤地方公務員です。ひとり親家庭や寡婦の方々の身近な相談を受けるとともに、ひとり親家庭及び寡婦の福祉に関する地域住民の理解を深めるための啓発活動などを行っています。

○一般社団法人 宇治市連合母子会 【市こども福祉課】

母子家庭及び寡婦の福祉増進に努めることを目的として活動する母子福祉団体です。子育てや生活などの悩み事を話し合ったり、困った時には励まし合って、お互いの幸せを高めるために、自立支援事業を始め、いろいろな活動をしています。

○宇治市食生活改善推進員協議会「若葉の会」 【市健康づくり推進課】

本市で実施している養成講座を修了し、地域で食を通じた健康づくりの活動をしているボランティア団体です。総合福祉会館及び小倉・木幡・広野公民館や各地域にて、料理教室の開催やパネル展示による啓発活動を行ったり、市の事業にも協力しています。

○宇治市健康づくり 食育アライアンス 【市健康づくり推進課】

宇治市で健康づくりや食育活動に取り組む団体同士がつながり、子どもや大人にむけて、それぞれの取り組みをより充実したものにしていくために立ち上げられたネットワークです。地域社会での活動を活性化させるため、地域でさまざまな活動を実施しています。



【HP】

学校・青少年・スポーツ

○育友会・PTA（宇治市連合育友会）【市教育支援課】

各小学校・中学校単位で保護者及び教職員により組織され、学校・家庭・地域と連携しながら、行事の開催や登下校時の安全対策、広報誌の作成等、子どもたちを取り巻く環境を良くするために活動しています。

○宇治市青少年健全育成協議会【市教育支援課】

青少年の健全育成を目的として、概ね各小学校区単位で地域青少年健全育成協議会が組織され、地域ごとに夏祭りやもちつき大会、左義長など、大人も子どもも楽しめる行事の開催や、地域パトロール・クリーン運動など、明るく住みよいまちづくりに取り組んでいます。

○宇治市少年補導委員（宇治市少年補導委員会）【市教育支援課】

少年補導委員は教育委員会から委嘱され、各小学校区単位で少年非行の未然防止や子どもの安全・安心を守る活動に取り組んでいます。

○体育振興会（宇治市体育振興会連合会）【市文化スポーツ課】

各小学校区の体育・スポーツの振興と地域住民の健康増進を図るため、体育振興会主催の学区民運動会をはじめ、各種交流大会等の行事運営を行っています。

年代別など

○喜老会（宇治市連合喜老会）【市長寿生きがい課】

老人福祉法に基づき、町内会等の地域で、高齢者が集まって自主的に活動する組織です。高齢者の方が住み慣れた地域で生き生きとした生活を続けるために、スポーツや趣味等を通じた心身の健康活動、高齢者の支え合い・見守り活動等を行う友愛活動、清掃・美化等のボランティア、子どもの見守り等を行う奉仕活動を実施しています。

○子ども会（宇治市子ども会連絡協議会）【市生涯学習課】

子どもたちが遊びや活動を通して、仲間との連帯・協調を学ぶため、夏休みのラジオ体操やレクリエーション等の集団活動を行っています。また、宇治市子ども会連絡協議会が夏には球技大会、冬には百人一首及び将棋の大会を開催しています。

その他

○女性の会（宇治市女性の会連絡協議会） 【市生涯学習課】

女性の地位向上と福祉の増進を図るため、地域のクリーン運動や時宜を得た講座（女性いきいき学校）を開催しています。また、福祉まつり、あさぎりフェスタや宇治川マラソン大会などの市の事業に参画し、地域社会づくりに貢献しています。

○地区まちづくり協議会 【市都市計画課】

地区内の方々が中心となって、良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るために設立され、市長の認可を受けた団体です。地区の目指すまちづくりに関する計画の策定及び運用等をすすめています。

○NPO（非営利団体）

【京都府山城NPOパートナーシップセンター】（山城広域振興局企画・連携推進課）21-2049
市民が社会的課題（福祉・子育て・文化・スポーツ等）に自発的・自主的に取り組み、活動している（民間）非営利組織・団体で、地域コミュニティを活動の場としているものもあります。

○地域アートマネージャー 【京都府山城広域振興局企画・連携推進課】21-2049

山城地域で活動する文化・芸術活動の担い手（個人・NPO・任意団体・地域団体・企業・自治体等）による活動の支援と活性化、広域でのネットワークづくりを行っています。文化事業の相談をはじめ、助成制度やユニークな事例、人材の紹介にも対応しています。

○フューチャー・デザイン宇治 【市市民協働推進課】

フューチャー・デザインとは、将来へ持続可能な社会を残すために、将来の社会を想像し、現代社会の仕組みを変革・デザインするための枠組みです。

フューチャー・デザイン宇治では、「住民が主体的に地域づくりを考えるきっかけの場」として市民有志で、フューチャー・デザインの手法を用いたワークショップを実施しています。

参 考 资 料

(1) 会則 作成例

町内会・自治会の会則の参考例です。町内会・自治会によって、運営方法や活動内容などは様々ですので、それぞれの組織の実態に合わせた会則を定める必要があります。



*このデータは、宇治市役所ホームページでも公開しておりますので、ご活用ください。

〇〇自治会 会則 (例)

第1章 総則

(名称)

第1条 会の名称は、〇〇自治会（以下「本会」という。）とする。

(区域)

第2条 本会の区域は、別表に定める区域とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、△△△に置く。

第2章 目的および活動

(目的)

第4条 本会は、会員相互および地域の諸団体との協力・協調のもと、会員の親睦と福祉の増進を図り、明るく住みよい地域づくりのために活動することを目的とする。

(活動)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 会員相互の親睦を図るための各種行事に関する事
- (2) 自主防災活動に関する事
- (3) 防犯・交通安全に関する事
- (4) 美化、清掃等の地域の環境整備に関する事
- (5) 地域福祉に関する事
- (6) 青少年の健全育成に関する事
- (7) 地域の諸団体や行政との連携・協力に関する事
- (8) 回覧板の回付等会員相互の連絡に関する事
- (9) その他、会の目的達成のために必要な事項に関する事

第3章 会員

(会員)

第6条 本会の会員は、第2条に定める区域の住民を対象とする。

(入会)

第7条 本会に入会しようとする場合は、会長に届け出なければならない。

2 本会は、正当な理由なく、入会の届け出を拒んではならない。

(脱会)

第8条 次のような場合は、本会を脱会したものとする。

(1) 本人から脱会の届け出があった場合

(2) 転居や死亡などにより第2条に定める区域に住所を有しなくなった場合

(会費)

第9条 会費は、1世帯あたり月額□□□円とする。

(個人情報の取扱い)

第10条 本会の会員から取得した個人情報は、個人情報取扱細則に定め、適正に運用するものとする。

第4章 役員

(役員)

第11条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 〇名

(3) 会計 〇名

(4) 会計監査 〇名

(5) 専門部長 〇名

(6) 組長 〇名

(7) 顧問 〇名

(役員を選出)

第12条 会長、副会長、会計、会計監査、専門部長、顧問は、総会でこれを選出する。

2 組長は、各組から輪番で選出する。

(役員職務)

第13条 役員職務は、次のとおりとする。

(1) 会長 本会を代表し、会を総括する。

(2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。

(3) 会計 本会の出納事務を処理し、関係書類を管理する。

(4) 会計監査 本会の会計の監査を行う。

(5) 専門部長 各専門部の代表として、専門部の活動にあたる。

(6) 組長 各組の会員相互の連絡などの事務を行う。

(7) 顧問 本会の役員に対して、必要な助言を行う。

(役員の任期)

第 14 条 役員の任期は、〇年とし、再任を妨げない。

2 役員が任期中に辞任したとき、後任の役員の任期は、前任の役員の残任期間とする。

第 5 章 会議

(会議の種類)

第 15 条 本会の会議は、総会、役員会とする。

(決議事項)

第 16 条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 予算および決算に関する事項
- (2) 役員の選出に関する事項
- (3) 会則に関する事項
- (4) その他、本会の重要事項に関する事項

2 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催および招集)

第 17 条 定例総会は、年 1 回開催し、会長が招集する。

2 臨時総会は、会員の〇分の 1 以上の請求があったとき、または役員会で総会開催の決議があった時に開催するものとし、会長が招集する。

3 役員会は、必要に応じ、または役員〇分の 1 以上の請求があったとき、会長が招集する。

(定足数)

第 18 条 総会は、会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。

2 役員会は、役員 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。

3 ただし、やむを得ない事情で出席できないものは、委任状又は表決書面の提出により、出席者の数に加えるものとする。

(議長)

第 19 条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

2 役員会の議長は、会長をもって議長とする。

(議決)

第 20 条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(総会の議事録)

第 21 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および開催場所
- (2) 会員の現在数および出席した会員数
- (3) 議決事項
- (4) 議事の経過の概要および結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名しなければならない。

第 6 章 会計

(経費)

第 22 条 本会の運営に要する経費は、会費、寄付金、その他収入をもってあてる。

(収支予算)

第 23 条 本会の収支予算は、総会の決議により定める。

(収支決算)

第 24 条 収支決算は、事業年度終了後○箇月以内に、会計監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 25 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 雑則

第 26 条 本会則施行に関し必要な事項についての細則は、別に役員会の議決により定める。

附則

この会則は、○年○月○日から施行する。

〇〇自治会 個人情報取扱細則（例）

（目的）

第1条 この細則は、本会が保有する個人情報の適正な取扱いに関する事項を定めることにより、事業の円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（責務）

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本会の活動において個人情報を適正に取扱うものとする。

（周知）

第3条 本会は、個人情報取扱細則を総会資料、又は回覧で年一回は会員に周知する。

（取得）

第4条 本会が個人情報を取得する場合は、利用目的を達成する必要がある最小限の個人情報にとどめ、本人の同意を得るものとする。

（利用）

第5条 本会が取得する個人情報は次の目的のために利用し、目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないこととする。

- （1）自治会会員名簿及び区域図の作成
- （2）会費の請求・管理
- （3）入学祝、敬老祝等の対象者の把握
- （4）総会開催や行事の際の連絡・調整
- （5）災害時、緊急時に必要な連絡・調整

2 前項の目的以外に利用する場合は、個人情報保護に関する法令等に別異の定めがある場合を除き、変更する目的について、あらかじめ本人の了承を得るものとする。

（管理）

第6条 会員から取得した個人情報は、会長又は会長が指定する役員が保管し、適正に管理するものとする。

2 自治会会員名簿及び個人情報が含まれる文書等は、配布を受けた会員が適正に管理するものとする。

3 個人情報を保管する者は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

4 保有する個人情報について、開示又は訂正、削除の申し出があった場合は、該当する個人情報を速やかに開示又は訂正、削除するものとする。

5 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに破棄するものとする。

(提供)

第7条 個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人命、身体又は財産の保護のために必要であり、かつ本人の同意を得ることが困難な場合

(3) 公衆衛生、児童の健全育成の推進に特に必要であり、かつ本人の同意を得ることが困難な場合

(4) 国や地方公共団体等に協力する必要があるあり、かつ本人の同意を得ることによって事務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

(5) 役員に関する個人情報について、国や地方公共団体、近隣自治会等に対し、自治会に関する事務を遂行するために必要がある場合

(6) その他、本会であらかじめ決めた提供先

(改廃)

第8条 本細則の改廃は、総会の決議を経なければならない。

附則

1 本細則は、○年○月○日から実施する。

(2) 予算書 様式例

科目は、各町内会・自治会の活動内容などにあわせて、わかりやすい表記となるように設定しましょう。

摘要の欄には、それぞれの科目ごとの内訳などを記載するとわかりやすくなります。

*このデータは、宇治市役所ホームページでも公開しておりますので、ご活用ください。

〇〇年度 〇〇自治会予算書 (例)

【収入の部】

(単位：円)

科目	本年度	前年度	増減	摘要
前期繰越金	150,000	0	150,000	前年度からの繰越金
会費	600,000	540,000	60,000	6,000円×世帯数 本年度10世帯増
古紙回収収入	40,000	40,000	0	古紙回収事業に対する市からの報償金
公園管理収入	40,000	40,000	0	公園の管理に対する市からの報償金
寄付金	20,000	20,000	0	町内企業からの寄付金
夏祭り売上	99,000	99,000	0	出店の売上金
雑収入	1,000	1,000	0	預金利息等
合計	950,000	740,000	210,000	

【支出の部】

(単位：円)

科目	本年度	前年度	増減	摘要
通信費	5,000	5,000	0	切手代1,000、電話代4,000
事務用品費	5,000	5,000	0	事務用品の購入
印刷費	60,000	50,000	10,000	会報等の印刷
事業費	200,000	190,000	10,000	夏祭り150,000、防災訓練50,000
清掃費	120,000	110,000	10,000	草刈業者委託料
助成費	120,000	110,000	10,000	子供会60,000、喜老会60,000
備品費	150,000	0	150,000	防災倉庫100,000、清掃用具50,000
集会所運営費	50,000	40,000	10,000	光熱水費30,000、消耗品購入20,000
福祉費	20,000	20,000	0	敬老祝い20,000
予備費	220,000	210,000	10,000	
合計	950,000	740,000	210,000	

(3) 決算書 様式例

科目は、予算書で設定した科目に合わせるのが基本です。

摘要の欄には、それぞれの科目ごとの内訳などを記載するとわかりやすくなります。

*このデータは、宇治市役所ホームページでも公開しておりますので、ご活用ください。

〇〇年度 〇〇自治会決算書 (例)

【収入の部】

(単位：円)

科目	予算額	決算額	増減	摘要
前期繰越金	150,000	150,000	0	前年度からの繰越金
会費	600,000	600,000	0	6,000円×世帯数 本年度10世帯増
古紙回収収入	40,000	45,000	5,000	古紙回収事業に対する市からの報償金
公園管理収入	40,000	40,000	0	公園の管理に対する市からの報償金
寄付金	20,000	20,000	0	町内企業からの寄付金
夏祭り売上	99,000	140,000	41,000	出店の売上金
雑収入	1,000	2,000	1,000	預金利息等
合計	950,000	997,000	47,000	

【支出の部】

(単位：円)

科目	予算額	決算額	増減	摘要
通信費	5,000	4,000	-1,000	切手代1,000、電話代3,000
事務用品費	5,000	5,000	0	事務用品の購入
印刷費	60,000	55,000	-5,000	会報等の印刷
事業費	200,000	200,000	0	夏祭り150,000、防災訓練50,000
清掃費	120,000	120,000	0	草刈業者委託料
助成費	120,000	120,000	0	子供会60,000、喜老会60,000
備品費	150,000	140,000	-10,000	防災倉庫95,000、清掃用具45,000
集会所運営費	50,000	50,000	0	光熱水費30,000、消耗品購入20,000
福祉費	20,000	20,000	0	敬老祝い20,000
予備費	220,000	0	-220,000	
合計	950,000	714,000	-236,000	

収入総額	997,000	
支出総額	714,000	
差引残高	283,000	次年度へ繰越

(4) 総会等の書面表決 様式例

町内会・自治会の総会などについては、開催方法、委任状による議決または書面による表決などの方法も。

こちらでは書面による表決についての様式例を案内します。

*このデータは、宇治市役所ホームページでも公開しておりますので、ご利用ください。

定期総会通知文（書面表決例）
各自治会の実情に合わせ、加工してお使いください。

令和〇年〇月〇〇日

〇〇自治会員 各位

〇〇〇〇自治会
会長 〇〇 〇〇

〇〇自治会令和〇年度定期総会の開催（書面表決）について（通知）

日頃から、自治会活動にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。

当自治会では、例年この時期に定期総会を開催しておりますが、新型コロナウイルス感染防止の観点から、書面表決とさせていただきます。

つきましては、別紙「定期総会資料一式」をご確認のうえ、本紙キリトリ線以下の書面表決書にご署名及び各議案への賛否をご記入いただき、令和〇年〇月〇日必着で、書面表決書を〇〇〇〇までご提出ください。

議案の可決につきましては、ご提出いただいた書面表決書のうち、賛成が過半数を超えた場合に可決とさせていただきます。何とぞご理解のほど、よろしくお願いいたします。なお、令和3年〇月〇日に開催しました役員会において、各議案については審議済みであることを申し添えます。

（ 問い合わせ先
会長 〇〇 〇〇
電話番号 — — ）

----- キリトリ線 -----

書面表決書

令和〇年〇月〇〇日

住所

氏名（自署名）

私は、〇〇自治会令和2年度定期総会における下記議案について、次のとおり表決します。

議案番号	議 案	賛成	反対
第1号議案	令和〇年度事業報告の件		
第2号議案	令和〇年度決算報告の件		
第3号議案	令和〇年度役員（案）の件		
第4号議案	令和〇年度事業計画（案）の件		
第5号議案	令和〇年度予算（案）の件		

【意見】（※ご意見がありましたらお書きください。）

（注）1. 各議案について、「賛成」・「反対」いずれかに〇印で表示してください。

2. 「賛成」・「反対」の両方に〇印がある場合および両方に〇印がない場合には、その議案について賛成とみなします。

令和〇年〇月〇日

〇〇自治会 会員各位

〇〇自治会
会長 〇〇 〇〇

令和〇年度 〇〇自治会総会書面議決の結果について

日頃から、自治会活動にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。
さて、本年度の総会は書面での議決とし、令和3年〇月〇日必着で書面表決書をご提出いただきました。
その結果について下記のとおりご報告いたします。

記

令和〇年度 〇〇自治会総会議決結果

議案

第1号議案	令和〇年度事業報告	賛成〇〇、反対〇〇
第2号議案	令和〇年度決算報告	賛成〇〇、反対〇〇
第3号議案	令和〇年度役員（案）	賛成〇〇、反対〇〇
第4号議案	令和〇年度事業計画（案）	賛成〇〇、反対〇〇
第5号議案	令和〇年度予算（案）	賛成〇〇、反対〇〇

結果

すべての議案について、過半数の賛成をもって可決されました。
第〇号から第〇号までの議案について、過半数の賛成をもって可決されました。
第〇号議案について、過半数の賛成をもって可決されました。
第〇号議案について、過半数の反対をもって否決されました。
第〇号から第〇号までの議案について、過半数の反対をもって否決されました。
すべての議案について、過半数の反対をもって否決されました。

特記事項

〇〇〇〇〇〇〇〇

(5) 未加入者向け案内等 作成例

町内会・自治会の未加入者に対する加入促進のための加入案内文と啓発リーフレットの作成例です。

*このデータは、宇治市役所ホームページでも公開しており、他にも作成例があります。

【注意】 インターネット上には、イラストや画像が多数掲載されていますが、無断使用は著作権侵害となりますのでご注意ください。無料で利用できるものであっても利用規約等を確認したうえで利用しましょう。写真を掲載する場合は、写っている方に掲載の許可を得る等の確認をしましょう。

<転入者向け加入案内文>

〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇地域に転入された皆様
□□□□自治会長 宇治 太郎
□□□□自治会への加入のご案内について
時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、この度は、〇〇地域にご転入されましたこと、□□□□自治会を代表し、心より歓迎いたします。
自治会は、個人が感じている地域への思いや願いを地域全体に反映させる上で、重要な役割を担っており、□□□□自治会でも、住民同士の親睦を深め、お互いが助け合う安全で安心なまちづくりのため、日々活動に取り組んでおります。
自治会への加入は任意ですが、私たちの住むまちを、私たちの手でより住みやすいまちにするため、是非とも自治会へ加入していただきますようご協力をお願いいたします。
自治会への加入をお考えの場合は、会長又は組長までご連絡ください。
□□□□自治会
<地域> 宇治市〇〇地域 (●●世帯)
<主な活動> 夏祭り(8月) 避難訓練(11月)
総会(年3回) 公園や道路の清掃活動(月1回)
<会費> 月200円(4月に1年間分を一括徴収しております。)
◎後日、組長がご自宅に伺います。
<連絡先> 会長 宇治 太郎 (Tel. △△-△△△△)
組長 宇治 花子 (Tel. △△-△△△△)
◎ご不明な点等ございましたら会長又は組長までお気軽にご相談ください。

町内会・自治会に 加入しましょう!!

町内会・自治会は、自分たちの住んでいる地域を自分たちの手でより住みやすいまちにするために活動しています。万が一の場合には、日頃からの地域のつながりが大切です。地域の活動や行事に参加して地域のつながりを深めましょう。

親睦行事

毎年、夏祭りや運動会等を行っています。ご近所同士の交流を深め、信頼関係を築いていきましょう。



防災訓練

昨年はバケツリレーや炊き出し等を行いました。もしもの時に助け合える環境作りに取り組んでいます。



美化活動

定期的に公園の草取りやクリーン活動を行っています。みんなで、きれいなまちにしましょう。

町内会・自治会は、地域の皆さんの助け合いによって成り立っています。町内会・自治会に参加しましょう。

町内会・自治会への加入等のお問い合わせは、下記までお願いします。

町内会・自治会名 **▲▲▲▲町内会**

会長名(担当者名) **宇治市 太郎**

連絡先 **△△ - △△△△**

(6) 宇治市公立集会所

宇治市内にある公立集会所一覧（市民協働推進課所管分）

大字	集会所名	集会所所在地	大字	集会所名	集会所所在地
六地藏	六地藏南集会所	六地藏柿ノ木町 27	平尾台	平尾台西集会所	平尾台一丁目 19-11
	六地藏公会堂	六地藏奈良町 35-10		平尾台東集会所	平尾台三丁目 13-6
木幡	木幡北畠集会所	木幡北畠 45-8	菟道	菟道集会所	菟道河原 7-1
	平尾東集会所	木幡平尾 27-53		菟道数里集会所	菟道数里 14-65
	平尾北集会所	木幡平尾 28-821		菟道南集会所	菟道荒槇 1-83
	平尾南集会所	木幡平尾 67-2		三室戸集会所	菟道荒槇 33-1
	平尾集会所	木幡平尾 16-4		車田集会所	菟道車田 25-12
	登り集会所	木幡花揃 13-3		三室戸北集会所	菟道出口 40-71
	西木幡集会所	木幡熊小路 19-144		菟道北集会所	菟道東集上り 5-142
	木幡熊小路集会所	木幡熊小路 38-115		平町集会所	菟道平町 60-97
	御園集会所	木幡御園 20-109		羽戸山	羽戸山集会所
	御蔵山南集会所	木幡御蔵山 39-1638	志津川	志津川集会所	志津川南組 16-3
	須留集会所	木幡須留 5-75	炭山	笠取南部集会所	炭山直谷 31-12
	御蔵山集会所	木幡赤塚 49-4	東笠取	笠取集会所	東笠取稲出 23-4
	南山集会所	木幡南山 13-99	明星町	明星集会所	明星町一丁目 9-87
	南木幡集会所	木幡南山 4-54	宇治	若宮集会所	宇治若番 103
	南山南集会所	木幡南山 54-11		宇治橋通集会所	宇治若番 65-5
	東木幡集会所	木幡南山 68-3		上権現集会所	宇治大谷 5-16
	中木幡集会所	木幡北畠 10-10		蔭山東集会所	宇治蔭山 30-10
	木幡檜尾集会所	木幡檜尾 47-7		蔭山集会所	宇治蔭山 68-98
	一番割集会所	五ヶ庄一番割 64		米阪集会所	宇治米阪 5-67
	五ヶ庄南集会所	五ヶ庄岡本 1-4		里尻集会所	宇治里尻 6-4
広岡谷集会所	五ヶ庄広岡谷 2-506	市役所前集会所		宇治下居 10-3	
三番割集会所	五ヶ庄三番割 37	戸ノ内集会所		宇治戸ノ内 64-5	
西岡屋会館	五ヶ庄寺界道 69-1	半白集会所		宇治半白 20-42	
五ヶ庄東集会所	五ヶ庄芝ノ東 17-25	新半白集会所		宇治半白 76-3	
広芝集会所	五ヶ庄芝ノ東 40-4	妙楽集会所		宇治妙楽 13-11	
大和田西集会所	五ヶ庄新開 14-51	矢落集会所		宇治矢落 71	
大和田集会所	五ヶ庄西浦 22-6	御廟集会所		宇治御廟 29-12	
西川原集会所	五ヶ庄西川原 21-29	川東集会所	宇治東内 21 乙		
大林集会所	五ヶ庄大林 21-6	折居台	折居台南集会所	折居台一丁目 4-207	
福角集会所	五ヶ庄福角 1-1		折居台東集会所	折居台四丁目 1-228	
南部福角集会所	五ヶ庄福角 35-20		折居台北集会所	折居台二丁目 1-122	

大字	集会所名	集会所所在地
天神台	天神台集会所	天神台一丁目 1-8
槇島町	槇島十一集会所	槇島町十一 113-16
	槇島三軒家集会所	槇島町一ノ坪 158
	吹前集会所	槇島町吹前 37
	東目川集会所	槇島町清水 17-1
	下村集会所	槇島町大幡 48-4
	紫ヶ丘集会所	槇島町南落合 56-20
	槇島集会所	槇島町北内 24-2
	西目川集会所	槇島町落合 230
	落合集会所	槇島町落合 97-7
小倉町	老ノ木集会所	小倉町老ノ木 53-4
	春日森集会所	小倉町春日森 44-3
	中畑集会所	小倉町中畑 49-3
	西山集会所	小倉町西山 19-12
	蓮池集会所	小倉町蓮池 102-12
	蓮池中集会所	小倉町蓮池 151-25
	東堀池集会所	小倉町堀池 23-18
	堀池集会所	小倉町堀池 39-42
	南小倉集会所	小倉町南浦 71-138
	西小倉集会所	小倉町南堀池 52-3
	南堀池集会所	小倉町南堀池 85-7
	伊勢田町	伊勢田集会所
砂田北集会所		伊勢田町砂田 40-6
砂田集会所		伊勢田町砂田 6-132
中ノ田集会所		伊勢田町中ノ田 37-178
名木集会所		伊勢田町名木一丁目 1-280
名木西集会所		伊勢田町名木二丁目 1-59
伊勢田南集会所		伊勢田町南山 42-16
南遊田集会所		伊勢田町南遊田 13-13
伊勢田北集会所		伊勢田町若林 21-3

大字	集会所名	集会所所在地
琵琶台	宇治野神集会所	琵琶台三丁目 12-3
	琵琶台集会所	琵琶台三丁目 9-6
神明	宮西集会所	神明宮西 46-1
	城南荘集会所	神明宮東 88
	神明集会所	神明石塚 92-2
羽拍子	羽拍子集会所	羽拍子町 27-48
南陵町	南陵集会所	南陵町一丁目 1-353
	南陵南集会所	南陵町三丁目 1-74
安田町	安田町集会所	安田町大納言 1
開町	開集会所	開町 63-4
広野町	小根尾集会所	広野町小根尾 138-227
	北広野集会所	広野町桐生谷 46-59
	緑ヶ原集会所	広野町新成田 26-1
	南広野集会所	広野町寺山 45-15
	広野寺山集会所	広野町寺山 58-118
	奥広野集会所	広野町尖山 2-21
	広野友が丘東集会所	広野町尖山 34-1
	尖山集会所	広野町尖山 4-657
	広野成田集会所	広野町成田 1-48
	西広野集会所	広野町西裏 50-3
	広野集会所	広野町丸山 1-1
	広野丸山集会所	広野町丸山 52-11
	広野宮谷集会所	広野町宮谷 106-8
	大開西集会所	広野町大開 9-129
	広野三軒家集会所	広野町大開 177-3
	大開集会所	広野町大開 51-4
	寺山台	寺山台集会所
大久保町	西大久保集会所	大久保町旦棕 28-3
	南大久保集会所	大久保町上ノ山 53-53
	平盛集会所	大久保町平盛 15-14

／困ったときにこの一冊！／

地域活動 サポートメニュー

市民協働推進課

わくわくを繋げるまちづくり

はじめに

地域活動サポートメニューは、宇治市と関係団体に取り組むさまざまな事業のうち、地域活動のサポートに繋がる事業をピックアップし、1冊にまとめました。

“こういうとき、どうしたらいいだろう？”

“この地域活動にサポート事業はあるかな？”

“いつもの活動に一味違う内容を取り入れたい！”

など、いろいろな場面で役立つ情報をそろえておりますので、地域活動に取り組む皆様に共有いただき、ぜひご活用ください。

一部の個人向けのサポートメニューも含めて
地域活動の取組の一助になればと思い、まとめました。
情報を共有いただき、お困りの際にお役立てください。



もくじ

そなえる

- ① 防災・防犯・消防に関する事 ……P 1

みまもる

- ② 子育てに関する事 ……P 4
- ③ 高齢者など支援が必要な人に関する事 ……P 5

せいかつ

- ④ 環境・美化に関する事 ……P 8
- ⑤ 空き家に関する事 ……P 10
- ⑥ 街灯に関する事 ……P 10
- ⑦ 道路・交通に関する事 ……P 11
- ⑧ 講座・講習会・まちづくりに関する事 ……P 13

つながる

- ⑨ 地域の活動に関する事 ……P 14

※ ホームページがある事業は二次元バーコードを掲載しています。
スマートフォンのカメラで読み込んでください。
【二次元コードの読み取り方】 ……P 16

宇治市役所各課へは、代表番号（0774-22-3141）まで

① 防災・防犯・消防に関すること

事業内容 (詳細は担当課まで)

担当課

地震・土砂災害・風水害ハザードマップ

「宇治市くらしの便利帳」に、地震の震度分布図や被害想定、河川の洪水浸水想定区域図や避難所の一覧等を記載した統合型ハザードマップ（防災地図）を掲載しています。ホームページでも確認できます。



避難行動要支援者支援事業

高齢者や障害のある方など、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導などに取り組んでいただく支援団体を募集しています。

危機管理室
(うじ安心館3階)

自主防災組織育成事業補助金

町内会・自治会等自主防災組織で防災訓練や防災啓発事業を実施する際に補助金を交付します。



防災出前講座

各家庭や地域における防災対策を集会所や公民館等で紹介します。



災害時安否確認ボード

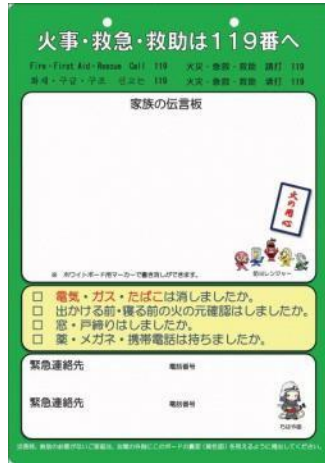
災害時に地域の安否確認を素早く行うための自主防災ツールです。必要世帯数分を配布しますので、運用の方法やルールを作成方法について、ご相談ください。



危機管理室・
消防本部予防課
(うじ安心館2階)
39-9402



<黄色面>



<緑色面>

消防署
【中署】
39-9411
【西署】
39-9413
【東署】
39-9415
【榎島分署】
39-9417

防犯カメラ設置事業補助金

町内会・自治会等で防犯カメラ設置事業を実施する際に、経費の一部について、補助金を交付します。なお、申請前には事前協議が必要です。(1町内会・自治会等につき2台まで、予算額に達し次第、受付を終了します。)



総務課
(市役所3階)

『ながら』防犯パトロール

一緒に地域や子どもの安全を見守りませんか？
『ながら』防犯パトロールとは・・・
日常生活を普段通りに送り『ながら』、防犯の視点を持って地域や子どもを見守る活動です。



露店等の開設に伴う届出

コンロ等の火気器具を使用する催しを開催する際、消火器の準備や消防署への届出が必要となる場合があります。



消防署
【中署】

39-9411

町内会・自治会等消火器取扱訓練指導に係る消火薬剤補てん事業

消防職員立会いの下、実放射された消火器が対象です。

（住宅用消火器、エアゾール式簡易消火具、古くなったものや腐食、変形のある消火器などは対象外）

※近年、消火器取扱訓練は、近隣への消火薬剤の拡散配慮から訓練用水消火器を主に使用されています。

【西署】

39-9413

【東署】

39-9415

【榎島分署】

39-9417

救急講習

応急手当に関する正しい知識と技術を身につけるための講習会です（心肺蘇生法及びAEDの使用方法等）。

対象：宇治市在住者または市内の事業所・学校に通勤・通学している方



消防本部
警防救急課
(うじ安心館2階)
39-9403

要配慮者情報管理事業

火災等の災害が発生したとき、自力での避難が困難な方の安全確保を速やかにするため、登録申請を受け付けます。






消防本部
指揮指令課
(うじ安心館2階)
39-9405

② 子育てに関すること

事業内容 (詳細は担当課まで)	担当課
<p><u>地域子育て支援拠点</u></p> <p>市内10ヶ所で、就学前のお子さんと保護者の方が気軽にお越しいただける「ひろば」を開設しているほか、子育て等に関する相談や問い合わせをお受けしています。また、基幹センター（こども福祉課内）では子育てサークル活動向けに、備品の貸出や運営上の助言、入会希望者への紹介などの支援を行っています。</p>	<p>【こども福祉課】 (市役所2階) 地域子育て支援 基幹センター 20-8733</p> 
<p><u>こども家庭相談</u></p> <p>子育てや子どもの友人関係、家庭・学校・地域でのことなど、18歳未満の子どもと家庭に関わる相談を専門の相談員がお受けします。また、児童虐待の通告等も受け付けています。</p> <p>HP：「子育てについて悩んだときは相談してください (相談窓口を開設しています)」</p>	<p>【こども福祉課】 こども家庭相談担当 専用電話番号 39-9178</p> 
<p><u>ヤングケアラー相談窓口「いいやん」</u></p> <p>ヤングケアラーに関する悩みなどを受け付けています。子ども自身からも電話を受け付けています。</p> <p>HP：「ヤングケアラー相談窓口（気になったら連絡を）」</p>	<p>【こども福祉課】 ヤングケアラー担当 専用電話番号 21-0433</p> 



③ 高齢者などの支援が必要な人に関すること

事業内容（詳細は担当課まで）	担当課
<p><u>障害のある方のコミュニケーション手段・配慮についての出前講座</u></p> <p>障害のある方のコミュニケーション（手話・要約筆記・筆談・手引き）手段・配慮についての出前講座を行います。簡単な手話のあいさつや障害のある方への接し方などコミュニケーションについて講演します。</p> <p>費用は無料ですが、会場は申込者でご用意ください。</p>	障害福祉課 (市役所 1 階)
<p><u>各種健康講座</u></p> <p>ご希望のテーマに合わせて保健師または栄養士による講座、血圧測定、運動実技等を行います。その他、うじ安心館等で成人健康相談や健康講座も開催しています。</p>	健康づくり推進課 (市役所 1 階)
<p><u>地域包括支援センター</u></p> <p>高齢者の方々が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるように様々な支援を行うための総合相談窓口です。お住まいの地域を担当する地域包括支援センターをご利用ください。</p>	
<p><u>生活支援コーディネーターの配置</u></p> <p>高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的として、地域における生活支援等の体制整備に向けた調整役として「生活支援コーディネーター」を配置しています。</p> <p>高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、日常生活上の生活支援体制の充実・強化を図るとともに、高齢者の社会参加、生きがいづくりの機会を創り出し、介護予防へとつなげます。</p> <p>HP:「生活支援体制整備事業の推進」の中に掲載</p>	 長寿生きがい課 (市役所 1 階)
<p><u>山城ふるさとを守る絆ネット推進事業</u></p> <p>事業所が配達や訪問時に市民の皆さんの日常生活の異変等を察知した場合、市に連絡し、市が迅速に対応を行います。</p>	

生活支援コーディネーターと学ぶ「気にかけて合う地域づくり勉強会」

いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていけるまちづくりを目指して、生活支援コーディネーターと共に「気にかけて合う地域づくり」について考えませんか。お時間は30分程度ですが、ご希望に応じて時間の調整は可能です。



HP:「生活支援体制整備事業の推進」の中に掲載

健康長寿サポーター養成講座（宇治源輝人（げんきびと）講座）

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けられるよう、ちょっとした身の回りの生活支援（掃除や買い物等）や通いの場等の高齢者の居場所でのボランティア活動など、地域で新たに活動に取り組んでいただける担い手を養成する講座を開催します。（年2回。詳細は、ホームページ等にて掲載します。）

長寿生きがい課
（市役所1階）

認知症あんしんサポーター養成講座

認知症を正しく理解し、自分のできる範囲で認知症の人やその家族を見守り、応援してくれる人を養成します。講師が出向き、無料で講座を開催します。

講座の開催を希望される場合は、認知症コーディネーター（中宇治地域包括支援センター／28-3686）へ相談ください。

介護保険制度出張講座

介護保険制度について、職員が出向いて説明します。



介護保険課
（市役所1階）

ふれあい収集

介護が必要な方や、身体に障害のある方など、ごみ収集場所へのごみ出しが困難な世帯に対し、玄関先での戸別ごみ収集や、希望者へ声かけ（安否確認）を行っています。



まち美化推進課
（宇治市役所西館）

地域deげんき講座

リハビリテーションの専門職が出向き、地域の要望にあわせて転倒予防・ロコモ予防などの介護予防の講座を行います。講座の開催を希望される方は介護予防サポートセンター（28-3160）へご相談ください。



福祉サービス公社
28-3150

対象：住民等が主体となって介護予防の活動を行おうとしている、または行っている10名以上の団体（メンバーの半数が65歳以上）

民生委員・児童委員の紹介

各地域ごとに担当の民生委員・児童委員が決まっています。お住まいの地域を担当する民生委員・児童委員の氏名や連絡先等については地域福祉課へお問い合わせください。

地域支え合い出前講座

宇治市地域福祉計画の理念や地域福祉の考え方について、職員が出向いて説明します。



地域福祉課
(市役所1階)

日本赤十字社 赤十字地域防災セミナー

災害時の備えをテーマに「赤十字地域防災セミナー」を実施しています。

宇治市社会福祉協議会のサポート依頼

小地域での住民福祉活動、福祉問題を共有している人々の支えあい活動、市民のボランティア活動などをサポートします。

社会福祉協議会
(宇治市総合福祉会館)
22-5650

身近な地域での福祉活動

ふれあいサロン（居場所）に関する支援制度、その他助成支援制度などのほか、相談内容から各種団体へお繋ぎします。









共同募金委員会
(事務局：
社会福祉協議会)

赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金の募集・助成

(宇治市総合福祉会館)
22-5650

赤い羽根共同募金：10月1日から翌年3月31日まで
歳末たすけあい募金：12月1日から12月31日まで

④ 環境・美化に関すること

事業内容 (詳細は担当課まで)	担当課
ごみの収集日の案内 	
ごみ収集場所看板の配布	
ごみの分別方法の案内 	
<u>資源物抜き取り防止啓発パトロール</u> 町内会・自治会からの依頼でパトロールをします。	
<u>鳥獣の死骸について</u> LINEで報告していただくことができます。緊急対応の場合は電話連絡ください。 	まち美化推進課 (市役所西館)
<u>古紙等集団回収報償制度</u> 実施団体の登録後、古紙の引渡し量に応じて年2回報償金を交付します。 	
<u>溝掃除用泥入れ箱の貸し出し</u> 配達を行いますので、溝掃除をする際は事前にお申し込みください。 	
<u>出前講座 (ごみ減量・ごみ分別)</u> ごみの分別・リサイクル等について説明します。 	
あき地の雑草等に関する相談 	
浄化槽に関する届出 使用開始報告書、使用廃止届出書、管理者変更報告書など 	環境企画課 (市役所西館)
工事や事業所等から生じる騒音・振動・悪臭に関する相談	

犬の糞害防止啓発看板の貸出

1世帯に1枚貸し出します。

環境美化啓発物品の貸出

ベスト・火ばさみを貸し出します。

環境企画課
(市役所西館)

環境学習出前講座

地球温暖化問題に関して学べる機会を提供します。
テーマ：家庭でできる省エネ、緑のカーテンなど

公園・遊園等の日常維持管理と報償費について

承諾を得た各地区の町内会・自治会等に対し、支払基準に応じた報償費を支払い公園・遊園等の日常維持管理を行っていただく制度です。



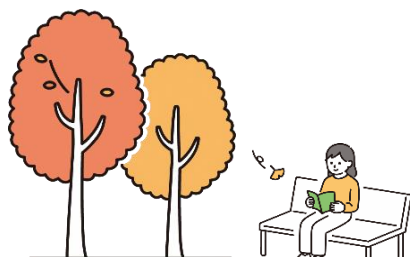
公園緑地課
(市役所4階)

市が管理する公園遊具の損傷


LINEで報告していただくことができます。緊急対応の場合は電話連絡ください。

街路樹の剪定河川・排水路の清掃


維持課
(市役所5階)

溝ふたあげ機及びバール、スコップなどの貸出



⑤ 空き家に関すること

事業内容 (詳細は担当課まで)	担当課
<u>空き家アドバイザーの派遣</u> 宇治市内に空き家をお持ちの方が、その空き家の賃貸や売買などを検討する際、専門業者による助言を行います。 	
<u>空き家出前講座</u> 空き家の現状や支援制度等について、職員等が出向いて説明します。	住宅課 (市役所 5 階)
<u>空き家の管理等に関する相談</u>	

⑥ 街灯に関すること

事業内容 (詳細は担当課まで)	担当課
公立集会所敷地内の街灯	市民協働推進課 (市役所 3 階)
公園内の街灯	公園緑地課 (市役所 4 階)
<u>街路灯・防犯灯の設置及び管理</u> 道路上の街路灯・防犯灯の故障及び球切れを見つけられた場合は、電柱等に取り付けてあります黄色地に黒色文字のナンバープレート の番号をご連絡ください。 	維持課 (市役所 5 階)

⑦ 道路・交通に関すること

事業内容 (詳細は担当課まで)	担当課
市道・市管理道路の側溝や舗装の新設	
カーブミラー・ガードレールの新設	道路建設課 (市役所 5 階)
<u>路面標示の新設</u> 横断歩道や停止線などの規制を行う標示は除きます。	
<hr/> <u>道路やカーブミラーの損傷等の対応について</u>	
道路の穴ぼこ、側溝ふた、ガードレールなどの損傷についてはLINEで報告していただくことができます。緊急対応の場合は直接ご連絡ください。	
市道上のカーブミラーの破損を連絡いただく場合は、支柱等に取り付けてあります白地に黒色のナンバープレートの番号をご連絡ください。	
市公式LINEでの報告は基本メニュー内の「街のれんらく」からお願いします。使い方は右の二次元コードを読み取り、確認ください。	 維持課 (市役所 5 階)
市公式LINEの登録は右の二次元コードから登録してください。	
<hr/> <u>側溝の改修</u>	
<hr/> <u>宇治市私道整備事業費補助金</u> 宇治市内の私道等の整備工事を町内会・自治会がされる場合は、補助金制度があります。	
<hr/> 	
<u>路上障害物の除去</u> 障害物を発見された場合にはご連絡ください。	維持課・ 建設総務課 (市役所 5 階)

道路の占用

地域行事での利用には届出が必要です。

道路上のはみ出し注意の啓発ビラ

道路・側溝への庭木、植木鉢などのはみ出しを注意するビラをホームページからダウンロードできます。



建設総務課
(市役所 5 階)

道路や水路の無許可占用等物件に対する注意

道路や水路の無許可占用等物件に関してはご相談ください。

市道認定

私道から市道への相談・手続きについての相談。

迷惑駐車・飛出し注意等の交通に関する啓発幕の配布

「やめよう迷惑駐車」「こどもとび出し注意」「スピード落とせ」「この先交差点注意」「30km/h以下で走行を」啓発幕を配布します。

1 町内会・自治会につき上限は3枚です。

道路上の放置自転車の撤去

撤去には数日かかります。

民有地内の放置自転車は撤去できません。



交通政策課
(市役所 4 階)

宇治市のりあい交通事業

バス路線が休廃止となった地域の方々が主体となり、住民、交通事業者、宇治市の役割分担により、小型バスやジャンボタクシー等の新たな公共交通を運行するものです。



その他、道路の交通安全対策

交通政策課・
道路建設課

⑧ 講座・講習会・まちづくりに関すること

事業内容（詳細は担当課まで）	担当課
<p><u>まちづくり専門家派遣</u></p> <p>団体に出向き、まちづくりに関する専門的、技術的な助言を行うため、まちづくり専門家を派遣します。</p> <p>対象：地区まちづくり協議会</p>	
<p><u>まちづくり出前講座</u></p> <p>職員が出向き、地区まちづくり協議会の認定等まちづくりに関する手法や制度について情報を提供します。</p> <p>対象：住民等が主体となってまちづくりに関する活動を行おうとしている、または行っている10名以上の団体</p>	<p>都市計画課 (市役所4階)</p>
<p><u>まちづくり活動費助成</u></p> <p>地区まちづくり計画の策定等、自主的なまちづくりを促進することを目的として、活動費の一部を助成します。</p> <p>対象：地区まちづくり協議会</p>	
<p><u>市民企画事業地域推進支援事業</u></p> <p>男女共同参画を推進する事業の実施を支援するため、講演会や研修会、勉強会などの講師謝金として25,000円を上限に奨励金を交付します。</p>	<p>男女共同参画課 (ゆめりあうじ3階)</p>
<p><u>男女共同参画やハラスメントなどのアドバイザー派遣</u></p> <p>男女共同参画やハラスメントなどに関する研修会や学習会等に、講師として、女性問題アドバイザーを派遣します。費用は無料ですが、会場は申込者でご用意ください。</p>	<p>39-9377</p>
<p><u>消費生活出前講座</u></p> <p>消費生活センター相談員が出向き、悪質商法の手口や対処方法、市で受けた相談事例の紹介など、身近な消費者問題をテーマに講演します。</p> <p>対象：市内に在住または在勤する10人以上の団体等</p>	<p>市民協働推進課 消費生活センター (市役所1階)</p>

⑨ 地域の活動に関すること

事業内容 (詳細は担当課まで)

担当課

町内会・自治会の設立・運営の相談に関すること

町内会の運営でのお困りごとや課題についてご相談ください。



地域のつながり促進に向けた支援策に関すること

地域のつながりを促進するため、補助金などで支援をしています。



認可地縁団体に関すること

法人格を取得した町内会・自治会を認可地縁団体といいます。認可等についてはご相談ください。



公立集会所に関すること

公立集会所を使用しようとする場合は、各公立集会所の管理者にお申し込みください。
管理者が分からない場合は、市民協働推進課までお問い合わせください。



市民協働推進課
(市役所 3 階)

回覧板の配布

窓口で町内会・自治会の必要数をお渡しします。
数に限りがあります。

町内会・自治会長等の変更手続きに関すること

毎年3月に届出用紙等を送付しますが、町内会・自治会の会長・範囲・組数・配布物数等の変更があれば、その都度お知らせください。



民間集会所支援補助金

町内会・自治会が自ら負担し、管理・運営している民間集会所の改修費用や電気料金などに対して補助金を交付します。



地域の行事・地蔵盆にかかる保険

加入手続き及び振り込みは事前にお済ませください。
 保険代理店（株エスアールエム）へ、直接、ネット申し込みも
 できます。



社会福祉協議会
 (宇治市総合福祉会館)
 22-5650

活動備品等の貸出

大会用テント、綿菓子機、プロジェクター、ポップコーン機等、使用日
 の属する月の2か月前の1日から申込を受け付けます。
 借りれる期間：原則3日間以内。ただし、8月の土曜・日曜は1日
 間（当日のみ）

宇治市広報板に関すること

広報活動の推進のため、市内各所に市からのお知らせや市主催の
 イベントポスター、町内会・自治会からのお知らせなどを掲示する広
 報板を設置しております。広報板がどこにあるかわからない場合は、
 ご連絡ください。



秘書広報課
 広報係
 (市役所7階)

生涯学習人材バンク

宇治市内で活動する個人、講師や市民グループの人材情報を集
 めたリストがありますので、講座やイベントなどの催しで講師を探す際
 にご活用ください。リストは市民相談窓口や生涯学習センター、各
 公民館などに配架しています。



生涯学習課
 (生涯学習センター2階)

アクトパル宇治

(宇治市総合野外活動センター)

笠取地域にある「自然とのふれあい、自然のなかでの交流」をテーマ
 にした野外活動施設です。宿泊、日帰りの行事にぜひご利用くださ
 い。



ご予約は予約専用電話075-575-3535まで。

【二次元コードの読み取り方】

iPhoneやAndroid スマホ等の端末に標準で搭載されている機能で二次元コードの読み取りが可能です。読み取る方法は「二次元コードを読み取るアプリ」や各端末に搭載されている「標準のカメラ」などがあります。ここでは、「標準のカメラ」で読み取る場合を紹介します。

☆ コードを読み取る方法



1. 端末の「カメラ」を開きます。
※標準の「カメラ」を開きます。端末所有者によりカメラのアプリの設置場所は違います。



2. 「カメラ」の画面にコードをすべて写して端末がコードを認識すると、通知が表示されます。
※「写真」モードで写してください。



3. 表示された通知に指で触れるとWebページが開きます。

※Android端末は、ほかに読み取る方法があります。



※ ここで紹介する方法については、端末のバージョンや機種によって異なる場合があります。
※ 一部、標準でバーコードの読み取り機能が搭載されていない端末もあります。

令和5年度 町内会・自治会の手引き
地域活動 サポートメニュー

発行 令和5年6月

市民協働推進課

わくわくを繋げるまちづくり